

○経済産業省令第六十一号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十一日

経済産業大臣 齋藤 健

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(法第四十九条の二第一項及び法第四十九条の

四の二の容器の附属品)

第十三条 法第四十九条の二第一項本文及び法第

四十九条の四の二の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一 四 「略」

(容器再検査の期間)

第二十四条 「略」

2 「略」

3 第一項の規定にかかわらず、法第三条第一項

第五号に規定する自動車に装置された状態で圧

(法第四十九条の二第一項の容器の附属品)

第十三条 法第四十九条の二第一項本文の経済産

業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一 四 「略」

(容器再検査の期間)

第二十四条 「略」

2 「略」

「新設」

縮天然ガス、圧縮水素又は液化天然ガスを充填する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査については、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日までの間をもって法第四十八条第一項第五号の期間とすることができる。

4 | 前三項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合又は災害その他やむを得ない事由によりこれらの項の期間内に容器再検査を受けることが困難である場合は、それぞれ当該認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間をもつて法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間とすることができる。

(附属品再検査の期間)

第二十七条 「略」

2 || 前項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に装置された状態で圧縮

3 | 前二項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合又は災害その他やむを得ない事由によりこれらの項の期間内に容器再検査を受けることが困難である場合は、それぞれ当該認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間をもつて法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間とすることができる。

(附属品再検査の期間)

第二十七条 「略」

〔新設〕

天然ガス、圧縮水素又は液化天然ガスを充填する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品が最初に受ける附属品再検査については、自動車登録規則第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日までの間をもって法第四十八条第一項第三号の期間とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合又は災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に附属品再検査を受けることが困難である場合は、それぞれ当該認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間をもつて法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間とすることができる。	2 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合又は災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に附属品再検査を受けることが困難である場合は、それぞれ当該認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間をもつて法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間とすることができる。
備考 表中の「」は注記である。	

(冷凍保安規則の一部改正)

第二条 冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次 第一章～第十章　〔略〕 <u>第十章の二</u>　<u>認定高度保安実施者等（第五十五</u> <u>条の二―第五十五条の十五）</u> 第十一章～第十三章　〔略〕 附則
改正前	目次 第一章～第十章　〔略〕 〔新設〕 第十一章～第十三章　〔略〕 附則

（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第二号の許可を受けようとする者は、次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務

（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第二号の許可を受けようとする者は、次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務

に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条第一項、第十条、第十条の二、第十六条第一項、第十七条第二項、第十八条第一項、第二十一条第一項、第二十二條第三項、第二十四条第一項及び第二項、第二十六条の二、第二十九条第一項及び第二項、第三十五条第一項、第四項及び第十項、第三十七条、第三十九条第二項、第四十条第三項、第四十一条第三項及び第五項、第四十二条第一項及び第二項、第四十三条第四項、第七項及び第九項から第十二項まで、第五十五条第一項及び第二項、第五十五条の九第三項並びに第五十五条の十三第三項、第六項及び第八

に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条第一項、第十条、第十条の二、第十六条第一項、第十七条第二項、第十八条第一項、第二十一条第一項、第二十二條第三項、第二十四条第一項及び第二項、第二十六条の二、第二十九条第一項及び第二項、第三十五条第一項、第四項及び第十項、第三十七条、第三十九条第二項、第四十条第三項、第四十一条第三項及び第五項、第四十二条第一項及び第二項並びに第五十五条第一項及び第二項において同じ。）に提出しなければならぬ。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所

項から第十一項までにおいて同じ。）に提出し
なければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡
又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る
事業所を承継させるものを除く。）により引き
続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに
許可を申請するときは、製造計画書の添付を省
略することができる。

〔表略〕

2
〔略〕

（保安検査の方法）

第四十三条 〔略〕

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただ

を承継させるものを除く。）により引き続き高
圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を
申請するときは、製造計画書の添付を省略する
ことができる。

〔表略〕

2
〔略〕

（保安検査の方法）

第四十三条 〔略〕

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただ

し、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- 一 法第三十五条第一項第二号の規定により経済産業大臣の認定を受けている者の行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二 「略」

- 三 製造設備が定置式製造設備（第七条第一項第三号及び第十五号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）及び移動式製造設備（第八条第二号で準用する第七条第一項第三号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）である製造施設において、別

し、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- 一 法第三十五条第一項第二号の規定により経済産業大臣の認定を受けている者の行う保安検査の方法であつて、同号の認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二 「略」

- 三 製造設備が定置式製造設備（第七条第一項第三号及び第十五号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）及び移動式製造設備（第八条第二号で準用する第七条第一項第三号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）である製造施設において、別

表第二に定める方法を用いる場合

3||

認定保安検査実施者に係る認定が法第三十九

条の十二第一項の規定による取消しその他の事

由によりその効力を失ったときは、当該認定保

安検査実施者であつた者は、当該認定に係る特

定施設について、第四十条第二項本文の規定に

かわらず、遅滞なく、都道府県知事若しくは

指定都市の長が行う保安検査を受け、又は協会

若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受

けてその旨を都道府県知事若しくは指定都市の

長に届け出なければならない。この場合におい

て、都道府県知事若しくは指定都市の長が行う

保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間

表第二に定める方法を用いる場合。

〔新設〕

は、当該認定保安検査実施者であつた者を認定保安検査実施者とみなして前項第一号の規定を適用する。

4 前項の規定により都道府県知事又は指定都市

の長が行う保安検査を受けようとする認定保安検査実施者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第二十三の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

5 都道府県知事又は指定都市の長は、前項の保

安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式

〔新設〕

〔新設〕

第二十四の保安検査証を交付するものとする。

6

前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用

する。この場合において、第四項中「当該認定

に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事

」とあるのは、「協会」と読み替えるものとす

る。

7

第三項の規定により協会が行う保安検査を受

けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け

出ようとする認定保安検査実施者であつた者は

様式第二十五の高压ガス保安協会保安検査受

検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管

轄する都道府県知事に提出しなければならな

い。

〔新設〕

〔新設〕

8 第四項及び第五項の規定は、指定保安検査機

〔新設〕

関が行う保安検査に準用する。この場合において、第四項中「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは、「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

9 第三項の規定により指定保安検査機関が行う

〔新設〕

保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定保安検査実施者であつた者は、様式第二十六の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

10 協会及び指定保安検査機関は、第三項の規定

〔新設〕

により保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行った事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

11

協会が前項の規定による報告をしようとする

ときは、様式第二十七の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

12

指定保安検査機関が第十項の規定による報告

をしようとするときは、様式第二十八の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県

〔新設〕

〔新設〕

知事に提出しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第四十四条の二 法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 「略」

第五十五条 「略」

(電磁的方法による保存)

第四十四条の二 法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 「略」

第五十五条 「略」

第十章の二 認定高度保安実施者等

〔新設〕

(認定の申請)

第五十五条の二 法第三十九条の十三の認定の申

〔新設〕

請をしようとする第一種製造者は、様式第四十
の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各
号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管
轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大
臣に提出しなければならない。

一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、

資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員

数並びに組織図

二 申請に係る事業所の概要を記載した書類

設立年月日、従業員数、敷地面積、冷凍能力
別製造設備一覧表、施設配置図及び系列会社
又は協力会社との関係を示す系統図

三 次条第一項及び第二項に規定する基準に適
合していることを説明する書類

四 令第十条の二ただし書の規定の適用を受け
ようとする場合にあつては、その旨並びに次
条第三項及び第四項に規定する基準に適合し
ていることを説明する書類

（認定の基準）

第五十五条の三 法第三十九条の十四第一項第一
号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に

〔新設〕

掲げるものとする。

一 別表第五に定めるところによること。

二 申請に係る製造施設及び特定施設が、前条の認定の申請時において、継続して二年以上
高圧ガスを製造しているものであること。

2

法第三十九条の十四第一項第二号の経済産業
省令で定める基準は、次の各号に掲げるものと
する。

一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた
保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体

制を整備していること。

三 申請に係る第一種製造者の役員又は事業所の長が、第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3 令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な仕組みは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 危険源の特定及び評価を実施し、その結果に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

二 従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

三 第三者の専門的な知見を適切に活用する体制を整備しており、かつ、適切に活用していること。

四 連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転停止をして行う次の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備しており、かつ、適切に評価していること。

五 前各号に掲げる事項について継続的改善を行っていること。

4 令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものは、先端的な情報通信技術を用いた保安の確保の方法であつて、保安を確保するため作業員が行うべき判断を補助する技術を活用するものをいう。

5 法第三十九条の十四第二項の経済産業大臣が行う検査は、第一項から第四項までの規定への適合に関する事項とし、書類検査及び現地検査又はこれらに類する検査により行うものとする。

6 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が第一項及び第二項に規定する基準に適合していると認めるときは、様式

第四十の三の認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。ただし、第一項から第四項までに規定する基準に適合していると認めるときは、認定高度保安実施者認定証に代えて、様式第四十の四の特定認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。

（協会等の調査）

第五十五条の四 法第三十九条の十六第一項の規定により、協会又は法第三十九条の十四第二項ただし書の指定を受けた者が行う調査は、前条第一項から第四項までの規定への適合に関する事項のうち、高度な保安の確保に関する専門技

〔新設〕

術的事項の確認に関するものとし、書類調査及び現地調査又はこれらに類する調査により行う。

2 法第三十九条の十六第二項の規定による通知は、様式第四十の五の調査通知書により行うものとする。

（認定の更新）

第五十五条の五 前三条の規定は、法第三十九条の十七第一項の認定の更新に準用する。

（認定内容の変更の届出）

第五十五条の六 法第三十九条の十八の規定によ

〔新設〕

〔新設〕

る届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第四十の六の認定高度保安実施者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（施設の追加）

第五十五条の七 第五十五条の二から第五十五条の四までの規定は、認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合について準用する。この場合において、第五十

〔新設〕

五条の三第六項ただし書の規定は、当該認定高度保安実施者が特定認定高度保安実施者（令第十条の二ただし書の適用を受ける認定高度保安実施者をいう。以下同じ。）であり、かつ、この項前段において準用する第五十五条の二の申請の内容が第五十五条の三第三項及び第四項に規定する基準に適合していると認める場合に限り、適用する。

2||

前項の場合において、認定高度保安実施者は、第五十五条の二（同項前段において準用する場合を含む。）の規定により既に提出した書類の内容に変更がないときは、同項前段において準用する同条の規定にかかわらず、当該規定に

より提出すべき書類の添付を省略することができ
る。

（認定高度保安実施者の承継の届出）

第五十五条の八 法第三十九条の十九第二項の規
定による届出をしようとする認定高度保安実施
者の地位を承継した者は、様式第四十の七の認
定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当
該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所
を承継させた分割があつた事実を証する書面（
相続の場合であつて、相続人が二人以上あると
きは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同
意書）を添えて、当該事業所の所在地を管轄す

〔新設〕

る産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（製造のための施設等の変更の特例）

第五十五条の九 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める重要なものは、次の各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。

一 特定変更工事

二 製造の方法の変更であつて、冷媒設備の変更の工事により、許容圧力を変更するもの

2 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める軽微なものは、許容圧力の変更を伴わ

〔新設〕

ない製造の方法の変更とする。

3 法第三十九条の二十一第一項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第四十の八の認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 前項の変更明細書には、第三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

5 法第三十九条の二十一第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一 変更の工事の内容

二 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

6 法第三十九条の二十一第三項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一 製造の方法の変更の内容

二 法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

(完成検査の特例)

第五十五条の十 法第三十九条の二十二第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行

〔新設〕

う完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

2 法第三十九条の二十二第二項の検査記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 完成検査年月日
- 二 完成検査に係る責任者の氏名
- 三 完成検査をした特定変更工事の内容
- 四 完成検査を行つた製造施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

（冷凍保安責任者に係る特例）

第五十五条の十一 法第三十九条の二十六の記録

〔新設〕

には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 選任し、又は解任した冷凍保安責任者の氏名

二 選任した冷凍保安責任者の製造保安責任者免状の種類

三 選任又は解任の年月日

2 前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

（保安検査等の特例）

第五十五条の十二 法第三十九条の二十七第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら

〔新設〕

行う保安検査は、当該認定に係る特定施設について、三年に一回行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

2|| 前項の保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならない。

3|| 前項に規定するもののほか、第一項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に

掲げる場合はこの限りでない。

一 認定高度保安実施者が、法第三十九条の十

三の認定に係る特定施設について行う保安検

査の方法であつて、経済産業大臣が認めたも

のを用いる場合

二 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二

ただし書の規定の適用に係る特定施設につい

て行う保安検査の方法であつて、次のいずれ

にも該当するものを用いる場合

イ 製造設備の寿命等を勘案して、適切な時

期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方

法

ロ 少なくとも八年に一回は運転を停止した

検査を行う方法

ハ 保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認めた方法

三 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、その保安検査の方法を適切に評価する能力を有している
と経済産業大臣が認める者が確認したものを
用いる場合

4 第一項の保安検査を行つた認定高度保安実施者は、同項の検査記録に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 保安検査年月日

二 保安検査に係る責任者の氏名

三 保安検査をした特定施設

四 保安検査を行つた特定施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果

(認定の取消し等に伴う保安検査等)

第五十五条の十三 認定高度保安実施者又は特定認定高度保安実施者に係る認定が法第三十九条の二十第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失つたときは、当該認定高度保安実施者であつた者又は当該特定認定高度保安実施者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず

〔新設〕

ず、遅滞なく、都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出なければならない。この場合において、都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け、又は当該保安検査を行うまでの間は、当該認定高度保安実施者であつた者を認定高度保安実施者とみなして前条第三項第一号の規定を適用し、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、同項第二号及び第三号の規定を適用する。

2|| 前条第三項第二号又は第三号に規定する方法

により保安検査を行う特定認定高度保安実施者が、第五十五条の十五の規定により令第十条の二ただし書の規定の適用を受けなくなつたとき（前項の規定に該当するときを除く。）は、当該規定の適用を受けなくなつた特定認定高度保安実施者であつた者は、当該適用に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、前条第三項第二号及び第三号の規定を適用する。

一 前条第三項の告示で定めるところにより、又は同項第一号に規定する方法により、自ら保安検査を行うこと。

二 都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けること。

三 協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ること。

3 第一項又は前項第二号の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第二十三の保安検査

申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事又は指定都市の長は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第二十四の保安検査証を交付するものとする。

5 前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

る。

6

第一項又は第二項第三号の規定により協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式第二十五の高压ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7

第三項及び第四項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地

を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

8|| 第一項又は第二項第三号の規定により指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式第二十六の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9|| 協会及び指定保安検査機関は、第一項又は第二項第三号の規定により保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行つ

た事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

10|| 協会が前項の規定による報告をしようとするときは、様式第二十七の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

11|| 指定保安検査機関が第九項の規定による報告をしようとするときは、様式第二十八の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第五十五条の十四 法第三十九条の二十一第二項

及び第三項に規定する記録、法第三十九条の二

十二第二項に規定する検査記録、法第三十九条

の二十三に規定する危害予防規程、法第三十九

条の二十六に規定する記録並びに法第三十九条

の二十七第一項に規定する検査記録は、これら

の記録又は規程に記載すべき事項を電磁的方法

により記録することにより作成し、保存するこ

とができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項

の記録又は規程が必要に応じ電子計算機その他

の機器を用いて直ちに表示されることができる

〔新設〕

ようにしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経

済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならぬ。

（令第十条の二ただし書の適用）

第五十五条の十五 経済産業大臣は、特定認定高度保安実施者が第五十五条の三第三項又は第四項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該特定認定高度保安実施者について、令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととすることができる。この場合において、経済産業大臣は、当該特定認定高度保安実施者に

〔新設〕

対し、様式第四十の九の通知書によりその旨を通知するものとする。

(調査の要請)

第六十五条の二 法第六十条の二の経済産業省令で定める者は、第一種製造者とする。

2 第一種製造者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

別表第五(第五十五条の三第一項関係)

項目	認定の基準
----	-------

〔新設〕

〔新設〕

1 本社の関 与及び法令 遵守の体制 の確保	一 保安に 係る基本 姿勢
	一 法人の代表者によつて、 保安の確保に関する理念、 基本方針等の諸施策が明確 に定められ、かつ、文書化 されていること。また、こ れらの諸施策が各事業所等 の全ての就業者に理解され

実施され、かつ、維持されて
いること。

二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

三 保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。

四 監査役（監査等委員会設

	二 法令遵守の体制
置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。	一 本社又は事業所において、保安に関する法令（法令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。

	二 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が独立して設置されておりかつ、適切に運営されていること。 三 事業所が法令に違反する行為があつたことを知つた場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ文書化されていること。

2 保安に関するリスク管理の体制	一 本社の体制
	一 役員（上欄1一の項下欄第三号の保安管理を担当する役員を含む。）を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適

切に実施されていること。

二 保安管理を担当する組織が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。

三 保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが

明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備及びこれらの検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて

三 認定高 度保安実	二 事業所 の体制	
	経済産業大臣が定める基準 に従って、保安管理に関する 計画の策定、実施、評価及び その改善等を継続的に行つて いること。	監査を実施することが明確 に定められ、文書化され、 かつ、適切に実施されてい ること。

高度完 イ 認定	施者の行 う完成検 査（以下 この表に おいて一 認定高度 完成検査 「とい う。の 体制
一 認定高度完成検査を実施 する組織（以下この表にお	

成検査

組織

いて「完成検査組織」とい

う。）が明確に定められ、

かつ、文書化されているこ

と。

二 完成検査組織の長は、次

のいずれかに該当する者で

あること。

イ 経験十年以上（本社又

は事業所等における、保

安管理、設備管理又は運

転管理を担当する組織の

経験年数を通算する。）

で、かつ、第一種冷凍機

械責任者免状又は第二種
冷凍機械責任者免状を有
している者

ロ イに掲げる者と同等以
上の知識及び経験を有し
ていると経済産業大臣が
認める者

三 完成検査組織の長は、特
定変更工事（工事に係る協
力会社の管理を含む。）に
必要な工事計画に関する事
項、施工管理に関する事項
及び工事の安全に関する事

項等（以下この表において「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 完成検査組織において、工事計画書等のとおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行

われていること。

五 完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

六 完成検査組織に所属している者（完成検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有してい

ること。	ロ 認定 高度完 成検査 業務 一 完成検査組織が行う業務 範囲及び責任の所在が、明 確に定められ、かつ、文書 化されていること。この場 合、認定高度完成検査の実 施に協力会社を活用する場 合にあつても、検査結果の 評価・判定は事業所におい て行うものであること。 二 認定高度完成検査は、各 々の検査箇所に適した経験

等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第五十五条の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

三 認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達す

	四 認定高度完成検査記録に 関する規程が定められ、そ れにより記録が作成され、 かつ、保存されているこ と。また、保存された記録 は、保安検査等において活 用できる体制になっている こと。

ハ 認定	高度完	成検査	の検査	管理	二 完成検査管理を行う組織
一 完成検査組織以外の組織	(委員会等を含む。)によ	り、完成検査管理(認定高	度完成検査の実施状況の不	備及び検査結果がこの規則	の基準に適合していない場 合の改善勧告をいう。以下 この表において同じ。)を 行うことができる体制にな っていることが、明確に定 められ、かつ、文書化され ていること。

の長（ただし、完成検査組
織の長が兼務することは認
められない。）は、法人の
代表者により任命され、次
のいずれかに該当する者で
あること。

イ 経験十年以上（本社又
は事業所等における、保
安管理、設備管理又は運
転管理を担当する組織の
経験年数を通算する。）
で、かつ、第一種冷凍機
械責任者免状又は第二種

冷凍機械責任者免状を有している者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有している」と経済産業大臣が認める者

三 完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験

年数を通算する。)で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四|| 一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五|| 完成検査管理に関する規

程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。

六 完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制になっていること。

四	認定高	度保安実	施者の行	う保安検	査（以下	この表に	おいて一	認定高度	保安検査	「とい	う。の	体制

イ 運 転 を 停 止 す る こ と な く 保 安 検 査 を 行 う た め の 措 置	一 運 転 を 停 止 す る こ と な く 保 安 検 査 を 行 う た め に 適 切 な 設 備 改 善 が 行 わ れ て い る こ と。 二 前 号 の 設 備 改 善 に 関 し、 そ の 改 善 箇 所、 改 善 内 容、 改 善 理 由 等 が 明 確 に な つ て い る こ と。 三 運 転 を 停 止 す る こ と な く 保 安 検 査 を 行 う 施 設 の 的 確 な 管 理 の た め の 手 引 書（工 程 ご と の 操 業 条 件 等） が 明
---	---

	ロ 認定高度保安検査組織
確定に定められ、かつ、整備されていること。	一 認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上（本社又

は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三 保安検査組織に所属して

ハ 認定 高度保 安検査 業務	
一 保安検査組織が行う業務 範囲及び責任の所在が、明 確に定められ、かつ、文書 化されていること。この場 合、認定高度保安検査の実 施に協力会社を活用する場	いる者（保安検査組織の長 を除く。）の五十パーセン ト以上が製造保安責任者免 状又は必要な非破壊検査技 術に関する資格を有してい ること。

合にあつても、検査結果の
評価・判定は当該事業所に
おいて行うものであるこ
と。

二 認定高度保安検査は、各
々の検査箇所に適した経験
等を有する者が、特定施設
に係る保安検査の方法を定
める規程（当該保安検査の
方法が第五十五条の十二第
二項又は第三項の規定に適
合するものに限る。）に基
づき、適切に実施されるこ

とが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

三 認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

四 認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、

	ニ 認定 高度保安検査の管理
かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。	一 保安検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、保安検査管理（認定高度保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下

この表において同じ。）を
行うことができる体制にな
つていることが明確に定め
られ、かつ、文書化されて
いること。

二 保安検査管理を行う組織
の長（ただし、保安検査組
織の長が兼務することは認
められない。）は、法人の
代表者により任命され、次
のいずれかに該当する者で
あること。

イ 経験十年以上（本社又

は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三 保安検査管理を行う組織

に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。

）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数

の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五 保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。

六 保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それ

3 サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法）（平成二十	
サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。	により記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。

六年法律第 百四号）第 二条に規定 するサイバ ーセキュリ ティをい う。以下同 じ。）の確 保	備考 一 上欄二一の項下欄第四号、上欄二三ハの 項下欄第四号及び上欄二四二の項下欄第四

号に掲げる本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定高度保安実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定高度保安実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。

二 特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定高度保安実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄2四イの項目については適用しないものとする。

備考 表中の「」は注記である。

様式第二十三及び様式第二十四中「第40条、第41条関係」を「第40条、第41条、第43条、第55条の13関係」に、様式第二十五及び様式第二十六中「第41条関係」を「第41条、第43条、第55条の13関係」に、様式第二十七及び様式第二十八中「第42条関係」を「第42条、第43条、第55条の13関係」に改め、様式第四十の次に次の八様式を加える。

様式第 40 の 2（第 55 条の 2 関係）

認 定 高 度 保 安 実 施 者 認 定 申 請 書	冷凍	×整 理 番 号	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
名 称（事業所の名称を含む。）			
事 務 所（本 社）所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
申 請 の 種 類			
自 ら 完 成 検 査 を 行 う 製 造 施 設			
自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設			
運 転 を 停 止 す る こ と な く 自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設 及 び そ の 連 続 運 転 期 間			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 40 の 3（第 55 条の 3 関係）

認 定 高 度 保 安 実 施 者 認 定 証	
名 称（事業所の名称を含む。）	
事 務 所（本 社）所 在 地	
事 業 所 所 在 地	
認 定 の 種 類	
自ら完成検査を行う製造施設	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく自ら保安検査 を行う特定施設及びその連続運転期間	
認 定 年 月 日 及 び 認 定 番 号	
認 定 の 有 効 期 間	
製 造 施 設 の 検 査 の 方 法 等	
備 考	

経済産業大臣

印

代表者 氏名

殿

様式第 40 の 4 （第 55 条の 3 関係）

特 定 認 定 高 度 保 安 実 施 者 認 定 証	
名 称 （ 事 業 所 の 名 称 を 含 む 。 ）	
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地	
事 業 所 所 在 地	
認 定 の 種 類	
自 ら 完 成 検 査 を 行 う 製 造 施 設	
自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設	
運 転 を 停 止 す る こ と な く 自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設 及 び そ の 連 続 運 転 期 間	
認 定 年 月 日 及 び 認 定 番 号	
認 定 の 有 効 期 間	
製 造 施 設 の 検 査 の 方 法 等	
備 考	

経済産業大臣

印

代表者 氏名

殿

様式第 40 の 5 （第 55 条の 4 関係）

調 査 通 知 書				冷凍
名称（事業所の名称を含む。）				
調 査 時 期				
調 査 場 所				
調 査 担 当 職 員				
事 業 所 所 在 地				

高圧ガス保安法第三十九条の十六第一項に基づき高圧ガス保安協会又は経済産業大臣の指定する者による調査を行いますので、同条第二項の規定に基づき通知します。

経済産業大臣

印

代表者 氏名 殿

様式第 40 の 6（第 55 条の 6 関係）

認定高度保安実施者変更届書	冷凍	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
変更の内容			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 40 の 7（第 55 条の 8 関係）

認定高度保安実施者承継届書	冷凍	×整 理 番 号	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
承継された認定高度保安実施者の名称（事業所の名称を含む。）			
承継された事業所所在地			
承 継 後 の 名 称 （事業所の名称を含む。）			
事業所（本社）所在地			
承 継 さ れ た 自ら完成検査を行う製造施設			
承 継 さ れ た 自ら保安検査を行う特定施設			
承継された運転を停止することなく 自ら保安検査を行う特定施設 及びその連続運転期間			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 40 の 8（第 55 条の 9 関係）

認 定 高 度 保 安 実 施 者 高 圧 ガ ス 製 造 施 設 等 変 更 届 書	冷凍	×整 理 番 号	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
名 称（事業所の名称を含む。）			
事 務 所（本 社）所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
変 更 の 種 類			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。

通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣

冷凍保安規則第五十五条の十五に基づき高圧ガス保安法施行令第十条の二ただし書の規定を適用しない
こととしますので、同条後段の規定に基づき通知します。

（理由）

(液化石油ガス保安規則の一部改正)

第三条 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章〜第十二章 「略」 第十二章の二 認定高度保安実施者等（第九十 二条の七の二―第九十二条の七 の十六）	目次 第一章〜第十二章 「略」 「新設」

第十三章 「略」

附則

（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内

第十三章 「略」

附則

（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内

にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十二号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条、第十条、第十条の二、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十一条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第一項、第四項及び第十項、第六十五条第一項及び第二項、第六十九条、第七十三条、第七十六条第三項、第七十七条第三項、第五項及び第六

にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十二号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条、第十条、第十条の二、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十一条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第一項、第四項及び第十項、第六十五条第一項及び第二項、第六十九条、第七十三条、第七十六条第三項、第七十七条第三項、第五項及び第六

項、第七十八条第三項及び第五項、第七十九条第一項及び第二項、第八十条第五項、第八項及び第十項から第十三項まで、第九十二条第一項及び第三項、第九十二条の七の九第三項並びに第九十二条の七の十四第三項、第六項及び第八項から第十一項までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高压ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2

〔略〕

項、第七十八条第三項及び第五項、第七十九条第一項及び第二項並びに第九十二条第一項及び第三項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高压ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2

〔略〕

（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等）

第十六条 法第十四条第一項ただし書の経済産業
省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げる
ものとする。

一 「略」

一の二 特定設備の部品の取替え（保安上特段
の支障がないものとして認められたものへの
取替えに限る。）の工事

一の三 開放検査に使用する仮設の高圧ガス設
備の設置又は撤去の工事

二・三 「略」

四 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのな

（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等）

第十六条 法第十四条第一項ただし書の経済産業
省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げる
ものとする。

一 「略」

「新設」

「新設」

二・三 「略」

四 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのな

い高圧ガス設備の撤去の工事（認定高度保安
実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係
る製造施設における処理能力の変更を伴うも
のを除く。）

四の二 第三十四条第二号に掲げる変更工事に
より追加された製造施設における変更の工事
（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の
十三の認定に係る製造施設における処理能力
の変更を伴うものを除く。）であつて、保安
上特段の支障がないものとして認められたも
の

五 「略」

六 認定完成検査実施者又は認定高度保安実施

い高圧ガス設備の撤去の工事

「新設」

五 「略」

六 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に

者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力及び性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定

に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力及び性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし

設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）

七 特定認定事業者（令第十条ただし書の認定を受けた者をいう。以下同じ。）である認定完成検査実施者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）又は特定認定高度保安実施者（令第十条の二ただし書の適用を受ける認定高度保安実施者をいう。以下同じ。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

書に該当する場合に限る。）に限る。）

七 認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イハ 「略」

ニ 高圧ガス設備（配管、バルブ、継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。

）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

八 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者

、認定高度保安実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施している
と経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ 「略」

イハ 「略」

ニ 高圧ガス設備（配管、バルブ、フランジ継手又は附属機器類（特定設備を除く。）

に限る。）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

八 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者

その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ 「略」

ロ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変
更（配管、バルブ又は継手から配管、バル
ブ又は継手への変更に限り、当該変更に伴
う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。）
の工事であつて、当該設備の処理能力及び
位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及
び前号ニに該当するものを除く。）

ハ 〔略〕

2
〔略〕

（特定施設の範囲等）

第七十七条 〔略〕

2・3 〔略〕

ロ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変
更（配管、バルブ又はフランジ継手から配
管、バルブ又はフランジ継手への変更に限
る。）の工事であつて、当該設備の処理能
力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第
一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ハ 〔略〕

2
〔略〕

（特定施設の範囲等）

第七十七条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみなす。

5
5
7 「略」

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみなす。

5
5
7 「略」

(保安検査の方法)

第八十条 「略」

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二 特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合

イハ 「略」

(保安検査の方法)

第八十条 「略」

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、同号の認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二 特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合。

イハ 「略」

三 第十六条第一項第八号の認定に係る特定施

〔新設〕

設における保安検査の方法であつて、経済産

業大臣が認めたものを用いる場合

四 〔略〕

三 〔略〕

3

認定保安検査実施者又は特定認定保安検査実

〔新設〕

施事業者（特定認定事業者である認定保安検査

実施者をいう。以下同じ。）に係る認定が法第

三十九条の十二第一項の規定による取消しその

他の事由によりその効力を失つたときは、当該

認定保安検査実施者であつた者又は当該特定認

定保安検査実施事業者であつた者は、当該認定

に係る特定施設について、第七十七条第二項本

文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知

事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出なければならない。この場合において、都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定保安検査実施者であつた者を認定保安検査実施者とみなして前項第一号の規定を適用し、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして同項第二号の規定を適用する。

4 第二項第二号に規定する方法により保安検査を行う特定認定保安検査実施事業者が第九十二

〔新設〕

条の七第一項の規定により令第十条ただし書の規定の適用を受けなくなつたとき（前項の規定に該当するときを除く。）は、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、第七十七条第二項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号に掲げるいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして、第二項第二号の規定を適用する。

一 第二項の告示で定めるところにより、自ら保安検査を行うこと。

二 都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けること。

三 協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ること。

5 第三項又は前項第二号の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第三十七の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

〔新設〕

6 都道府県知事又は指定都市の長は、前項の保

〔新設〕

安検査において、当該保安検査に係る特定施設
が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術
上の基準に適合していると認めるときは、様式
第三十八の保安検査証を交付するものとする。

7 前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用

〔新設〕

する。この場合において、第五項中「前項第二
号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定
に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事
」とあるのは「協会」と読み替えるものとし
る。

8 第三項又は第四項第三号の規定により協会が

〔新設〕

行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指

定都市の長に届け出ようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、様式第三十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

9|| 第五項及び第六項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第五項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替へるものとする。

〔新設〕

10 第三項又は第四項第三号の規定により指定保

安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府
県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認
定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安
検査実施事業者であつた者は、様式第四十の指
定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定
に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事
に提出しなければならない。

11 協会及び指定保安検査機関は、第三項又は第

四項第三号の規定により保安検査を行つたとき
は、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行つ
た事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報
告しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

12 協会が前項の規定による報告をしようとする

ときは、様式第四十一の保安検査結果報告書に
保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業
所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しな
ければならない。

13 指定保安検査機関が第十一項の規定による報

告をしようとするときは、様式第四十二の保安
検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当
該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府
県知事に提出しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第八十一条の二 法第三十五条の二に規定する検

〔新設〕

〔新設〕

（電磁的方法による保存）

第八十一条の二 法第三十五条の二に規定する検

査記録は、前条第六項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 「略」

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第九十二条の五 特定認定完成検査実施事業者は、第九十二条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十四の六の特定認定完成検査実施事業者変更届正本一通及び副

査記録は、前条第六項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 「略」

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第九十二条の五 認定完成検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）は、第九十二条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第

本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2

特定認定保安検査実施事業者は、第九十二条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十四の七の特定認定保安検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣

第五十四の六の特定認定完成検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2

認定保安検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定保安検査実施事業者」という。）は、第九十二条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十四の七の特定認定保安検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯

に提出しなければならない。

第九十二条の七 「略」

第十二章の二 認定高度保安実施者等

(認定の申請等)

第九十二条の七の二 法第三十九条の十三の認定

の申請をしようとする第一種製造者は、様式第五十四の七の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の

蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
い。

第九十二条の七 「略」

〔新設〕

〔新設〕

所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して
経済産業大臣に提出しなければならない。

一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、
資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員
数、主要製品名並びに組織図

二 申請に係る事業所の概要を記載した書類
設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ご
との処理能力一覧表、施設配置図及び系列会
社又は協力会社との関係を示す系統図並びに
主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一
覧表及び製造工程図

三 次条第一項及び第二項に規定する基準に適
合していることを説明する書類

四 令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする場合にあつては、その旨並びに次条第三項及び第四項に規定する基準に適合していることを説明する書類

(認定の基準等)

第九十二条の七の三 法第三十九条の十四第一項

第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 別表第六に定めるところによること。
 - 二 申請に係る製造施設及び特定施設が、前条の認定の申請時において、継続して二年以上高圧ガスを製造しているものであること。
-

〔新設〕

2

法第三十九条の十四第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

三 申請に係る第一種製造者の役員又は事業所の長が、第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3

令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な仕組みは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 危険源の特定及び評価を実施し、その結果に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

二 従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

三 第三者の専門的な知見を適切に活用する体制を整備しており、かつ、適切に活用していること。

ること。

四 連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転停止をして行ふ次の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備しており、かつ、適切に評価していること。

五 前各号に掲げる事項について継続的改善を行つていること。

4 令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものは、先端的な情報通信技術を用いた保安の確保の方法であつて、保安を確保するため作業員が行うべき判断を補助する技術を活用するものをいう。

5 法第三十九条の十四第二項の経済産業大臣が行う検査は、第一項から第四項までの規定への適合に関する事項とし、書類検査及び現地検査又はこれらに類する検査により行うものとする。

6 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が第一項及び第二項に規定する基準に適合していると認めるときは、様式第五十四の七の三の認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。ただし、第一項から第四項までに規定する基準に適合していると認めるときは、認定高度保安実施者認定証に代えて様式第五十四の七の四の特定認定高度保安実

施者認定証を交付するものとする。

(協会等の調査)

第九十二条の七の四 法第三十九条の十六第一項

の規定により、協会又は法第三十九条の第十四第

二項ただし書の指定を受けた者が行う調査は、

前条第一項から第四項までの規定への適合に関

する事項のうち、高度な保安の確保に関する専

門技術的事項の確認に関するものとし、書類調

査及び現地調査又はこれらに類する調査により

行う。

2 法第三十九条の十六第二項の規定による通知

は、様式第五十四の七の五の調査通知書により

〔新設〕

行うものとする。

(認定の更新)

第九十二条の七の五 前三条の規定は、法第三十

〔新設〕

九条の十七第一項の認定の更新に準用する。

(認定内容の変更の届出)

第九十二条の七の六 法第三十九条の十八の規定

〔新設〕

による届出をしようとする認定高度保安実施者
は、様式第五十四の七の六の認定高度保安実施
者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書
面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保
安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しな

なければならない。

(施設の追加)

第九十二条の七の七 第九十二条の七の二から第九十二条の七の四までの規定は、認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合について準用する。この場合において、第九十二条の七の三第六項ただし書の規定は、当該認定高度保安実施者が特定認定高度保安実施者であり、かつ、この項前段において準用する第九十二条の七の二の申請の内容が第九十二条の七の三第三項及び第四項に規定する

〔新設〕

基準に適合していると認める場合に限つて、適用する。

2 前項の場合において、認定高度保安実施者は、第九十二条の七の二（同項前段において準用する場合を含む。）の規定により既に提出した書類の内容に変更がないときは、同項前段において準用する同条の規定にかかわらず、当該規定により提出すべき書類の添付を省略することができる。

（認定高度保安実施者の承継の届出）

第九十二条の七の八 法第三十九条の十九第二項の規定による届出をしようとする認定高度保安

〔新設〕

実施者の地位を承継した者は、様式第五十四の七の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（製造のための施設等の変更の特例）

第九十二条の七の九 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める重要なものは、次の

〔新設〕

各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。

一 特定変更工事

二 製造の方法の変更であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 高压ガス設備の変更の工事により、常用の圧力又は常用の温度を変更するもの

ロ 常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、高压ガス設備の常用の圧力又は常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率に応じ、十分な強度を有するものであることを確認した上で、当該高压ガス設備の変更の工事をせずに

常用の圧力又は常用の温度を変更するもの
(設計圧力又は設計温度を変更するものに
限る。)

2|| 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令
で定める軽微なものは、常用の圧力及び常用の
温度の変更を伴わない製造の方法の変更とす
る。

3|| 法第三十九条の二十一第一項の規定による届
出をしようとする認定高度保安実施者は、様式
第五十四の七の八の認定高度保安実施者高圧ガ
ス製造施設等変更届書に変更明細書を添えて、
事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出
しなければならない。

4 前項の変更明細書には、第三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

5 法第三十九条の二十一第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 変更の工事の内容

二 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

6 法第三十九条の二十一第三項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 製造の方法の変更の内容

二 法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

(完成検査の特例)

第九十二条の七の十 法第三十九条の二十二第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

2 法第三十九条の二十二第二項の検査記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 完成検査年月日
- 二 完成検査に係る責任者の氏名

〔新設〕

三 完成検査をした特定変更工事の内容

四 完成検査を行つた製造施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に係る特例）

第九十二条の七の十一 法第三十九条の二十四第

一項の規定により、認定高度保安実施者（法第

二十七条の二第一項第一号に掲げる者に限る。

次項において同じ。）が保安係員を選任する場

合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊

急時において保安上必要な措置を講ずることが

できるなど、適切な保安管理の方法であると経

〔新設〕

済産業大臣が認める方法によらなければならない
い。

2 法第三十九条の二十四第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない
い。

一 選任し、又は解任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の氏名

二 選任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の製造保安責任者免状の種類

三 選任又は解任の年月日

3 前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

（保安主任者及び保安企画推進員に係る特例）

第九十二条の七の十二 法第三十九条の二十五第

〔新設〕

一項の規定により、認定高度保安実施者（法第二十七条の三第一項に規定する第一種製造者である者に限る。次項において同じ。）が保安主任者を選任する場合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講ずることができするなど、適切な保安管理の方法であると経済産業大臣が認める方法によらなければならない。

2 法第三十九条の二十五第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

い。

一 選任し、又は解任した保安主任者又は保安企画推進員の氏名

二 選任した保安主任者又は保安企画推進員の製造保安責任者免状の種類

三 選任又は解任の年月日

3 前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

(保安検査等の特例)

第九十二条の七の十三 法第三十九条の二十七第

一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う保安検査は、当該認定に係る特定施設について、一年（経済産業大臣が定める施設に

〔新設〕

あつては、経済産業大臣が定める期間）に一回行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、休止施設にあつては、第七十七条第三項の規定を適用する。

3 認定高度保安実施者が、基準日の前後三月以内に第一項の保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を自ら行つたものとみなす。

4 第一項の保安検査の方法は、開放検査、分解

検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならない。

5

前項に規定するもののほか、第一項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 認定高度保安実施者が、法第三十九条の三の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設につい

て行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合

イ 製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法

ロ 少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法

ハ 保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認めた方法

三 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、その保安検査の方法を適切に評価する能力を有している

と経済産業大臣が認める者が確認したものを
用いる場合

6 第一項の保安検査を行つた認定高度保安実施

者は、同項の検査記録に、次の各号に掲げる事
項を記載しなければならない。

一 保安検査年月日

二 保安検査に係る責任者の氏名

三 保安検査をした特定施設

四 保安検査を行つた特定施設の設備ごとの検
査の方法、記録及びその結果

(認定の取消し等に伴う保安検査等)

第九十二条の七の十四 認定高度保安実施者又は

〔新設〕

特定認定高度保安実施者に係る認定が法第三十九
九条の二十第一項の規定による取消しその他の
事由によりその効力を失つたときは、当該認定
高度保安実施者であつた者又は当該特定認定高
度保安実施者であつた者は、当該認定に係る特
定施設について、前条第一項本文の規定にか
かわらず、遅滞なく、都道府県知事若しくは指
定都市の長が行う保安検査を受け、又は協会若
しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受け
てその旨を都道府県知事若しくは指定都市の長
に届け出なければならない。この場合において、
都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安
検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、

当該認定高度保安実施者であつた者を認定高度保安実施者とみなして前条第五項第一号の規定を適用し、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、同項第二号及び第三号の規定を適用する。

2

前条第五項第二号又は第三号に規定する方法により保安検査を行う特定認定高度保安実施者が、第九十二条の七の十六の規定により令第十条の二ただし書の規定の適用を受けなくなつたとき（前項の規定に該当するときを除く。）は、当該規定の適用を受けなくなつた特定認定高度保安実施者であつた者は、当該適用に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかか

わらず、遅滞なく、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、前条第五項第二号及び第三号の規定を適用する。

一 前条第五項の告示で定めるところにより、又は同項第一号に規定する方法により、自ら保安検査を行うこと。

二 都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けること。

三 協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事又は指定都市

の長に届け出ること。

3

第一項又は前項第二号の規定により都道府県

知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けよ

うとする認定高度保安実施者であつた者又は特

定認定高度保安実施者であつた者は、当該保安

検査を受けるまでに、様式第三十七の保安検査

申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管

轄する都道府県知事に提出しなければならな

い。

4

都道府県知事又は指定都市の長は、前項の保

安検査において、当該保安検査に係る特定施設

が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術

上の基準に適合していると認めるときは、様式

第三十八の保安検査証を交付するものとする。

5

前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二

号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定

に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事

」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

る。

6

第一項又は第二項第三号の規定により協会が

行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指

定都市の長に届け出ようとする認定高度保安実

施者であつた者又は特定認定高度保安実施者で

あつた者は、様式第三十九の高圧ガス保安協会

保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の

所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

7|| 第三項及び第四項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

8|| 第一項又は第二項第三号の規定により指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式第四十の指定保

安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9|| 協会及び指定保安検査機関は、第一項又は第二項第三号の規定により保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行った事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

10|| 協会が前項の規定による報告をしようとするときは、様式第四十一の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

11 指定保安検査機関が第九項の規定による報告をしようとするときは、様式第四十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第九十二条の七の十五 法第三十九条の第二十一第二項及び第三項に規定する記録、法第三十九条の二十二第二項に規定する検査記録、法第三十九条の二十三に規定する危害予防規程、法第三十九条の二十四第二項及び法第三十九条の二十五第二項に規定する記録並びに法第三十九条の

〔新設〕

二十七第一項に規定する検査記録は、これらの記録又は規程に記載すべき事項を電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

2|| 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録又は規程が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3|| 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(令第十条の二ただし書の適用)

第九十二条の七の十六 経済産業大臣は、特定認

〔新設〕

定高度保安実施者が第九十二条の七の三第三項
又は第四項に規定する基準に適合しなくなつた
と認めるときは、当該特定認定高度保安実施者
について、令第十条の二ただし書の規定を適用
しないこととすることができる。この場合にお
いて、経済産業大臣は、当該特定認定高度保安
実施者に対し、様式第五十四の七の九の通知書
によりその旨を通知するものとする。

（調査の要請）

第九十三条の二 法第六十条の二の経済産業省令
で定める者は、第一種製造者とする。

〔新設〕

2 第一種製造者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

別表第六（第九十二条の七の三第一項関係）

項目	1 本社の関与及び法令遵守の体制の確保
認定の基準	

〔新設〕

一 保安に係る基本姿勢

一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。

二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められること。

、かつ、文書化されている
こと。

三 保安管理を担当する役員
（取締役、執行役又はこれ
らに準ずる者をいう。）が
選任されていること。

四 監査役（監査等委員会設
置会社にあつては監査等委
員、指名委員会等設置会社
にあつては監査委員）の監
査が実効的に行われること
を確保するための体制が整
備されていること。

二 法令遵守の体制	一 本社又は事業所において 保安に関する法令（法、 令及びこの規則をいう。） の遵守のための体制が整備 されており、かつ、適切に 維持されていること。 二 本社又は事業所における 法令違反等に関する報告の 受付等の業務を行う組織が 独立して設置されており かつ、適切に運営されて いること。
------------------	---

体制 一 本社の	2 保安に関するリスク管理の体制	
一 役員（上欄1一の項下欄第三号の保安管理を担当す		三 事業所が法令に違反する行為があつたことを知つた場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

る役員を含む。）を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

二 保安管理を担当する組織が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められること

、文書化され、かつ、意見
が十分反映されているこ
と。

三 保安管理を担当する組織
の長は、申請その他認定に
関する業務を統括し、認定
業務の責任者となることが
明確に定められ、かつ、文
書化されていること。

四 本社が、一年に一回以上
事業所及び検査管理（認定
高度完成検査及び認定高度
保安検査の実施状況の不備

二 事業所	
経済産業大臣が定める基準	及びこれらの検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

の体制	三 認定高度保安実 施者の行 う完成検 査（以下 この表に おいて「 認定高度
に従つて、保安管理に関する 計画の策定、実施、評価及び その改善等を継続的に行つて いること。	

完成検査 「とい う。」の 体制	イ 認定 高度完 成検査 組織
	一 認定高度完成検査を実施 する組織（以下この表にお いて「完成検査組織」とい う。）が明確に定められ、 かつ、文書化されているこ と。 二 完成検査組織の長は、次 のいずれかに該当する者で

あること。

イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三 完成検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事項等（以下この表において「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 完成検査組織において、

工事計画書等のとおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。

五 完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

業務 成検査 高度完 口認定	
一 完成検査組織が行う業務 範囲及び責任の所在が、明 確に定められ、かつ、文書 化されていること。この場 合、認定高度完成検査の実	六 完成検査組織に所属して いる者（完成検査組織の長 を除く。）の五十パーセン ト以上が製造保安責任者免 状又は必要な非破壊検査技 術に関する資格を有してい ること。

施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。

二 認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第九十二条の七の十第一項の規定に適合するものに限り。）に基づき、適切に実施されることが明確

に定められ、かつ、適切に
実施されること。

三 認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

四 認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、

	ハ 認定 高度完 成検査 の検査 管理
かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になつてゐること。	一 完成検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、完成検査管理（認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下

この表において同じ。）を
行うことができる体制にな
つていることが、明確に定
められ、かつ、文書化され
ていること。

二 完成検査管理を行う組織
の長（ただし、完成検査組
織の長が兼務することは認
められない。）は、法人の
代表者により任命され、次
のいずれかに該当する者で
あること。

イ 経験十年以上（本社又

は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三 完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。

）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社

又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五 完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。

六 完成検査管理の記録に関

四 認定高度保安実施者の行う保安検査（以下	
	する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。 また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制になつていていること。

この表に おいて「 認定高度 保安検査 」とい う。の 体制	イ 運 転を停 止する こと となく 保安検 査
	一 運 転を停 止する こと となく 保安検 査を行 うため に適切 な設備 改善が 行われ ている こと。 二 前 号の設 備改善 に関し、

保安検査 高度保 口認定	査を行 うため の措置
一 認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」とい	三 運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工程ごとの作業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。

組織

う。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

二 保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任

	者免状を有している者 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有している」と経済産業大臣が認める者 三 保安検査組織に所属している者（保安検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。

ハ 認定	高度保	安検査	業務
一 保安検査組織が行う業務	範囲及び責任の所在が、明	確に定められ、かつ、文書	化されていること。この場 合、認定高度保安検査の実 施に協力会社を活用する場 合にあつても、検査結果の 評価・判定は当該事業所に おいて行うものであるこ と。
二 認定高度保安検査は、各	々の検査箇所に適した経験	等を有する者が、特定施設	

に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第九十二条の七の十三第四項又は第五項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

三 認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達す

	四 認定高度保安検査記録に 関する規程が定められ、そ れにより記録が作成され、 かつ、保存されているこ と。また、保存された記録 は、その後の認定高度保安 検査等において活用できる 体制になっていること。

二 認定	高度保	安検査	の検査	管理	二 保安検査管理を行う組織
一 保安検査組織以外の組織	(委員会等を含む。) によ	り、保安検査管理(認定高	度保安検査の実施状況の不	備及び検査結果がこの規則	の基準に適合していない場 合の改善勧告をいう。以下 この表において同じ。)を 行うことができる体制にな っていることが明確に定め られ、かつ、文書化されて いること。

の長（ただし、保安検査組
織の長が兼務することは認
められない。）は、法人の
代表者により任命され、次
のいずれかに該当する者で
あること。

イ 経験十年以上（本社又
は事業所等における、保
安管理、設備管理又は運
転管理を担当する組織の
経験年数を通算する。）
で、かつ、甲種化学責任
者免状、乙種化学責任者

免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有している」と経済産業大臣が認める者

三 保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。

）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転

管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五 保安検査管理に関する規
程・基準類（チェックリス
ト等）が明確に定められ、
それに基づき、保安検査管
理が適切に実施されている
こと。

六 保安検査管理の記録に関
する規程が定められ、それ
により記録が作成され、か
つ、保存されていること。
また、保存された記録は、
その後の認定高度保安検査
等において活用できる体制

	になつてゐること。
3 サイバー セキュリテ イ(サイバ ーセキュリ ティ基本法 (平成二十 六年法律第 百四号)第 二条に規定 するサイバ ーセキュリ	サイバーセキュリティの確 保に関する計画の策定、実施 評価及びその改善等を継続 的に行つてゐること。

テイをい う。以下同 じ。の確 保	備考 一 上欄2一の項下欄第四号、上欄2三ハの 項下欄第四号及び上欄2四ニの項下欄第四 号に掲げる本社には、出資、人事、資金、 技術、取引等の関係を通じて認定高度保安 実施者の財務及び事業の方針に係る決定を 支配し、又はそれらに対して重要な影響を 与えることができる法人であつて、当該認
--	---

定高度保安実施者に対して適切な監査及び
検査管理を行うことができるものを含める
ことができる。

二 特定施設の運転を停止して行う保安検査
のみに限定して認定高度保安実施者の申請
をしようとする者にあつては、本基準中上
欄2四イの項目については適用しないもの
とする。

備考 表中の「」は注記である。

様式第三十七及び様式第三十八中「第77条、第78条関係」を「第77条、第78条、第80条、第92条の7の1

「第78条関係」を「第78条、第80条、第92条の7の14関係」に
、様式第四十一及び様式第四十二中「第79条関係」を「第79条、第80条、第92条の7の14関係」に改め、
様式第五十四の七の次に次の八様式を加える。

様式第 54 の 7 の 2 （第 92 条の 7 の 2 関係）

認 定 高 度 保 安 実 施 者 認 定 申 請 書	液石	×整 理 番 号	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 （事業所の名称を含む。）			
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
申 請 の 種 類			
自 ら 完 成 検 査 を 行 う 製 造 施 設			
自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設			
運 転 を 停 止 す る こ と な く 自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設 及 び そ の 連 続 運 転 期 間			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 54 の 7 の 3 （第 92 条の 7 の 3 関係）

認 定 高 度 保 安 実 施 者 認 定 証	
名 称 （ 事 業 所 の 名 称 を 含 む 。 ）	
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地	
事 業 所 所 在 地	
認 定 の 種 類	
自 ら 完 成 検 査 を 行 う 製 造 施 設	
自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設	
運 転 を 停 止 す る こ と な く 自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設 及 び そ の 連 続 運 転 期 間	
認 定 年 月 日 及 び 認 定 番 号	
認 定 の 有 効 期 間	
製 造 施 設 の 検 査 の 方 法 等	
備 考	

経済産業大臣

印

代表者 氏名

殿

様式第 54 の 7 の 4 （第 92 条の 7 の 3 関係）

特 定 認 定 高 度 保 安 実 施 者 認 定 証	
名 称 （ 事 業 所 の 名 称 を 含 む 。 ）	
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地	
事 業 所 所 在 地	
認 定 の 種 類	
自 ら 完 成 検 査 を 行 う 製 造 施 設	
自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設	
運 転 を 停 止 す る こ と な く 自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設 及 び そ の 連 続 運 転 期 間	
認 定 年 月 日 及 び 認 定 番 号	
認 定 の 有 効 期 間	
製 造 施 設 の 検 査 の 方 法 等	
備 考	

経済産業大臣

印

代表者 氏名

殿

様式第 54 の 7 の 5 （第 92 条の 7 の 4 関係）

調 査 通 知 書				液石
名称（事業所の名称を含む。）				
調 査 時 期				
調 査 場 所				
調 査 担 当 職 員				
事 業 所 所 在 地				

高圧ガス保安法第三十九条の十六第一項に基づき高圧ガス保安協会又は経済産業大臣の指定する者による調査を行いますので、同条第二項の規定に基づき通知します。

経済産業大臣

印

代表者 氏名 殿

様式第 54 の 7 の 6 （第 92 条の 7 の 6 関係）

認 定 高 度 保 安 実 施 者 変 更 届 書	液石	×整 理 番 号	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 （ 事 業 所 の 名 称 を 含 む 。 ）			
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
変 更 の 内 容			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 54 の 7 の 7 (第 92 条の 7 の 8 関係)

認定高度保安実施者承継届書	液石	×整 理 番 号	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
承継された認定高度保安実施者の名称 (事業所の名称を含む。)			
承継された事業所所在地			
承 継 後 の 名 称 (事業所の名称を含む。)			
事業所 (本社) 所在地			
承 継 さ れ た 自ら完成検査を行う製造施設			
承 継 さ れ た 自ら保安検査を行う特定施設			
承継された運転を停止することなく 自ら保安検査を行う特定施設 及びその連続運転期間			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 54 の 7 の 8（第 92 条の 7 の 9 関係）

認 定 高 度 保 安 実 施 者 高 圧 ガ ス 製 造 施 設 等 変 更 届 書	液石	×整 理 番 号	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
名 称（事業所の名称を含む。）			
事 務 所（本 社）所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
変 更 の 種 類			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。

通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣

液化石油ガス保安規則第九十二条の七の十六に基づき高圧ガス保安法施行令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととしますので、同条後段の規定に基づき通知します。

（理由）

(一般高圧ガス保安規則の一部改正)

第四条 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第十三章 「略」 第十三章の二 認定高度保安実施者等（第九十 四条の七の二―第九十四条の七 の十六）	目次 第一章～第十三章 「略」 「新設」

第十三章の三 「略」

第十四章 「略」

附則

（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

第三条 法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」

第十三章の二 「略」

第十四章 「略」

附則

（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

第三条 法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」

という。)の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下「令」という。)第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条第一項、第九条、第九条の二、第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第一項、第二十八条第二項、第三十条の二、第四十二条、第五十三条第一項、第五十四条の二、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項、第四項及び第十項、第六十七条第一項及び第二項、第七十一条、第七十五条、第七十八条第二項、第七十九条第三項、

という。)の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下「令」という。)第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条第一項、第九条、第九条の二、第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第一項、第二十八条第二項、第三十条の二、第四十二条、第五十三条第一項、第五十四条の二、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項、第四項及び第十項、第六十七条第一項及び第二項、第七十一条、第七十五条、第七十八条第二項、第七十九条第三項、

第五項及び第六項、第八十条第三項及び第五項、第八十一条第一項及び第二項、第八十二条第五項、第八項及び第十項から第十三項まで、第九十四条第一項及び第二項、第九十四条の七の九第三項並びに第九十四条の七の十四第三項、第六項及び第八項から第十一項までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高压ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2

〔略〕

第五項及び第六項、第八十条第三項及び第五項、第八十一条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項及び第二項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高压ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2

〔略〕

(圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設であつて、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一〇四 「略」

五 燃料装置用容器に圧縮天然ガスを充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置

(圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設であつて、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一〇四 「略」

五 圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充填する

を講ずること。

六〇八 「略」

2 製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設に係る前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〇八 「略」

九 デイスペンサーには、燃料装置用容器の最高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮天然ガスを遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。

十〇八 「略」

ときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。

六〇八 「略」

2 製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設に係る前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〇八 「略」

九 デイスペンサーには、充填車両に固定した容器の最高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮天然ガスを遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。

十〇八 「略」

十九 燃料装置用容器に圧縮天然ガスを充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。

二十〇二十一 「略」

3 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 圧縮天然ガスの充填は、次に掲げる基準によることにより、充填した後に圧縮天然ガスが漏えいし、又は爆発しないような措置を講

十九 圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。

二十〇二十一 「略」

3 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 圧縮天然ガスの充填は、次に掲げる基準によることにより、充填した後に圧縮天然ガスが漏えいし、又は爆発しないような措置を講

じてすること。

イ 燃料装置用容器とデイスペンサーとの接続部分を外してから車両を発車させること。

ロ 「略」

三 燃料装置用容器に圧縮天然ガスを充填するときは、当該燃料装置用容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとする。

第七条の二 「略」

2 製造設備が液化天然ガススタンドである製造

じてすること。

イ 容器とデイスペンサーとの接続部分を外してから車両を発車させること。

ロ 「略」

三 圧縮天然ガスを容器に充填するときは、容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとする。

第七条の二 「略」

2 製造設備が液化天然ガススタンドである製造

施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 燃料装置用容器とデイスペンサーとの接続部分を外してから車両を発進させること。

三 燃料装置用容器に液化天然ガスを充填するときは、当該燃料装置用容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとすること。

（圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該

施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 容器とデイスペンサーとの接続部分を外してから車両を発進させること。

三 液化天然ガスを容器に充填するときは、容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとすること。

（圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該

圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限り、顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものを除く。以下この条において同じ。

～である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一～四 「略」

五 ディスペンサーには、燃料装置用容器の最

圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限り、顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものを除く。以下この条において同じ。

～である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一～四 「略」

五 ディスペンサーには、充填車両に固定した

高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮水素を遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。

六〇十 「略」

十一 燃料装置用容器に圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。

十二〇十八 「略」

2 製造設備が圧縮水素スタンド（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下この項

容器の最高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮水素を遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。

六〇十 「略」

十一 圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。

十二〇十八 「略」

2 製造設備が圧縮水素スタンド（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下この項

において同じ。)である製造施設に係る前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇七 「略」

八 ディスペンサーには、燃料装置用容器の最高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮水素を遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。

九 「略」

十 蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管には、第一号で準用する第六条第一項第十九号の

において同じ。)である製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇七 「略」

八 ディスペンサーには、充填車両に固定した容器の最高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮水素を遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。

九 「略」

十 蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管には、第一号で準用する第六条第一項第十九号の

安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を有する装置（以下「圧力リリーフ弁」という。）を設けること。ただし、当該安全装置のうち安全弁に設けた放出管によりこれと同程度の効果を得られる場合は、この限りでない。

十の二〇十一 「略」

十二 蓄圧器とディスプレイセンサーとの間の配管には、適切な位置に、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずること。

十三〇二十七 「略」

二十八 燃料装置用容器に圧縮水素を充填する

安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を有する装置（以下「圧力リリーフ弁」という。）を設けること。

十の二〇十一 「略」

十二 蓄圧器の出口には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずること。

十三〇二十七 「略」

二十八 圧縮水素を燃料として使用する車両に

ときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。

二十九～三十七 「略」

3 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 圧縮水素の充填は、充填した後に燃料装置用容器とディスプレイとの接続部分を外してから車両を発車させることにより、圧縮水素が漏えいし、又は爆発しないような措置を

固定した容器に当該圧縮水素を充填するとき
は、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。

二十九～三十七 「略」

3 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 圧縮水素の充填は、充填した後に容器とディスプレイとの接続部分を外してから車両を発車させることにより、圧縮水素が漏えいし、又は爆発しないような措置を講じるこ

講ずること。

三 燃料装置用容器に圧縮水素を充填するとき
は、当該燃料装置用容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとする。

四 燃料装置用容器に圧縮水素を充填するとき
は、圧縮水素により当該燃料装置用容器を損傷するおそれのある流量で充填しないこと。

五 燃料装置用容器に製造設備の冷却の用に供する冷凍設備により冷却した圧縮水素を充填するときは、デispenserのホースの先端部に設けた充填用のノズルと当該燃料装置用容器との接続部が凍結した状態で接続しないこと。

と。

三 圧縮水素を容器に充填するときは、容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとする。

四 圧縮水素を容器に充填するときは、圧縮水素により当該容器を損傷するおそれのある流量で充填しないこと。

五 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備により冷却した圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に充填するときは、デispenserのホースの先端部に設けた充填用のノズルと当該容器との接続部が凍結した状態で接続しないこと。

六・七 「略」

（顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第七条の四 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のものであつて、顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものに限る。以下この条において同じ。

）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限

六・七 「略」

（顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第七条の四 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のものであつて、顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものに限る。以下この条において同じ。

）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限

りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する
冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する
技術上の基準によることができる。

一〇六 「略」

七 充填用のノズルには、燃料装置用容器と適
切に接続されたことを顧客が容易に確認する
ことができる措置を講ずること。

八 充填用のノズルは、燃料装置用容器に圧縮
水素を供給している間は当該燃料装置用容器
から外れない構造とすること。

九・十 「略」

りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する
冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する
技術上の基準によることができる。

一〇六 「略」

七 充填用のノズルには、圧縮水素を燃料とし
て使用する車両に固定した燃料装置用容器と
適切に接続されたことを顧客が容易に確認す
ることができる措置を講ずること。

八 充填用のノズルは、圧縮水素を燃料として
使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧
縮水素を供給している間は当該燃料装置用容
器から外れない構造とすること。

九・十 「略」

（移動式製造設備に係る技術上の基準）

第八条 「略」

2 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとす
る。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

- 一 高圧ガスの製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

（移動式製造設備に係る技術上の基準）

第八条 「略」

2 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとす
る。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

- 一 高圧ガスの製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ 「略」

ロ 第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内で燃料装置用容器に充填するときは、当該製造設備の外面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、かつ、同項第二号の規定に適合していることを確認した後でなければしないこと。

ハ 第七条の二第一項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内で燃料装置用容器に充填するときは、当該製造設備の外面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、かつ、同項第二号の規

イ 「略」

ロ 第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内で車両に固定された燃料装置用容器に充填するときは、当該製造設備の外面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、かつ、同項第二号の規定に適合していることを確認した後でなければしないこと。

ハ 第七条の二第一項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内で車両に固定された燃料装置用容器に充填するときは、当該製造設備の外面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、かつ

定に適合していることを確認した後でなければしないこと。

ニくチ 「略」

リ 燃料装置用容器に天然ガスを充填するときは、第一種製造者の事業所又はあらかじめ都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出た場所内で充填すること。

ヌ 「略」

二 「略」

3・4 「略」

、同項第二号の規定に適合していることを確認した後でなければしないこと。

ニくチ 「略」

リ 車両に固定された容器（当該車両の燃料の用のみに供する高圧ガスを充填するためのものに限る。）には、充填しないこと。

ただし、第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出た場所において当該容器に充填する場合は、この限りでない。

ヌ 「略」

二 「略」

3・4 「略」

（移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準

）

第八条の二 「略」

2 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

（移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準

）

第八条の二 「略」

2 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

イノニ 「略」

ホ 第七条第二項の規定に基づき設置された
圧縮天然ガススタンド内、第七条の二第一
項の規定に基づき設置された液化天然ガス
スタンド内、第七条の三第二項、第七条の
四第二項、第十一条第一項第五号（第七条
の三第二項の基準を準用する場合に限る。
）及び第十二条の二第二項の規定に基づき
設置された圧縮水素スタンド内、液化石油
ガス保安規則第八条第一項の規定に基づき
設置された液化石油ガススタンド内、コン
ビナート等保安規則第六条の規定に基づき
設置された特定液化石油ガススタンド内、

イノニ 「略」

ホ 第七条第二項の規定に基づき設置された
圧縮天然ガススタンド内、第七条の二第一
項の規定に基づき設置された液化天然ガス
スタンド内、第七条の三第二項、第七条の
四第二項、第十一条第一項第五号（第七条
の三第二項の基準を準用する場合に限る。
）及び第十二条の二第二項の規定に基づき
設置された圧縮水素スタンド内、液化石油
ガス保安規則第八条第一項の規定に基づき
設置された液化石油ガススタンド内、コン
ビナート等保安規則第六条の規定に基づき
設置された特定液化石油ガススタンド内、

同規則第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内、同規則第七条の二第一項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内又は同規則第七条の三第二項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内で燃料装置用容器に、移動式圧縮水素スタンドから圧縮水素を充填するときは、当該移動式圧縮水素スタンドの外面から敷地境界に対し第二種設備距離（製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六

同規則第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内、同規則第七条の二第一項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内又は同規則第七条の三第二項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内で圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に、移動式圧縮水素スタンドから圧縮水素を充填するときは、当該移動式圧縮水素スタンドの外面から敷地境界に対し第二種設備距離（製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メ

メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じられていることを確認すること。

へ 第一種製造者の事業所又はあらかじめ都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出た場所内で充填すること。

三〇五 「略」

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者に係る技術上の基準)

第十二条 「略」

2 第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者

ガパスカル以下の場合にあつては六メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じられていることを確認すること。

へ 第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出た場所内で充填すること。

三〇五 「略」

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者に係る技術上の基準)

第十二条 「略」

2 第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者

に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 容器に高压ガスを充填するときは、火気を取り扱う施設、多数の人の集合する場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所から五メートル以内でしないこと。

二 第六条第二項第一号イ、ハ、ニ及びへ、第二号ロ（燃料装置用容器に高压ガスを充填する場合を除く。）、ニ、ホ及びト、第三号イからハまで及びホ並びに第四号から第八号までの基準に適合すること。

に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 高压ガスを容器に充填するときは、火気を取り扱う施設、多数の人の集合する場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所から五メートル以内でしないこと。

二 第六条第二項第一号イ、ハ、ニ及びへ、第二号ロ（高压ガスを車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高压ガスを充填するためのものに限る。）に充填する場合を除く。）、ニ、ホ及びト、第三号イからハまで及びホ並びに第四号から第八号までの基準

三〇五 「略」

六 製造設備が移動式製造設備である製造施設にあつては、燃料装置用容器に天然ガスを充填するときは、第一種製造者の事業所又はあらかじめ都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出た場所内で充填すること。

（処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者のうち圧縮水素スタンドにより製造する者に

に適合すること。

三〇五 「略」

六 製造設備が移動式製造設備である製造施設にあつては、車両に固定した容器（当該車両の燃料の用のみに供する高圧ガスを充填するためのものに限る。）には充填しないこと。

ただし、第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出た場所において当該容器に充填する場合は、この限りでない。

（処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者のうち圧縮水素スタンドにより製造する者に

係る技術上の基準)

第十二条の二 「略」

2 「略」

3 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 燃料装置用容器に圧縮水素を充填するとき
は、火気（当該圧縮水素スタンド内のものは除く。）を取り扱う施設、多数の人の集合する場所又は引火性若しくは発火性のものをた

係る技術上の基準)

第十二条の二 「略」

2 「略」

3 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充填するときは、火気（当該圧縮水素スタンド内のものは除く。）を取り扱う施設、多数の人の

い積した場所（以下この号において「火気を
取り扱う圧縮水素スタンドに係る施設等」と
いう。）から五メートル以内で充填しないこ
と。ただし、当該燃料装置用容器と火気を取
り扱う圧縮水素スタンドに係る施設等との間
に漏えいした圧縮水素が当該火気を取り扱う
圧縮水素スタンドに係る施設等に流動するこ
とを防止するための措置又は圧縮水素が漏え
いしたときに連動装置により直ちに使用中の
火気を消すための措置を講ずる場合は、この
限りでない。

集合する場所又は引火性若しくは発火性のも
のをたい積した場所（以下この号において「
火気を取り扱う圧縮水素スタンドに係る施設
等」という。）から五メートル以内で充填し
ないこと。ただし、当該容器と火気を取り扱
う圧縮水素スタンドに係る施設等との間に漏
えいした圧縮水素が当該火気を取り扱う圧縮
水素スタンドに係る施設等に流動することを
防止するための措置又は圧縮水素が漏えいし
たときに連動装置により直ちに使用中の火気
を消すための措置を講じる場合は、この限り
でない。

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準)

第十二条の三 「略」

2 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて移動式圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 燃料装置用容器に圧縮水素を充填するとき
は、火気(当該移動式圧縮水素スタンド内
のものは除く。)を取り扱う施設、多数の人の

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準)

第十二条の三 「略」

2 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて移動式圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 圧縮水素を燃料として使用する車両に固定
した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充填す
るときは、火気(当該移動式圧縮水素スタン

集合する場所又は引火性若しくは発火性のも
のをたい積した場所（以下この号において「
火気を取り扱う移動式圧縮水素スタンドに係
る施設等」という。）から五メートル以内で
充填しないこと。ただし、当該燃料装置用容
器と火気を取り扱う移動式圧縮水素スタン
ドに係る施設等との間に漏えいした圧縮水素が
当該火気を取り扱う施設等に流動することを
防止するための措置又は圧縮水素が漏えいし
たときに連動装置により直ちに使用中の火気
を消すための措置を講ずる場合は、この限り
でない。

ド内のものは除く。）を取り扱う施設、多数
の人の集合する場所又は引火性若しくは発火
性のものをたい積した場所（以下この号にお
いて「火気を取り扱う移動式圧縮水素スタン
ドに係る施設等」という。）から五メートル
以内で充填しないこと。ただし、当該容器と
火気を取り扱う移動式圧縮水素スタンドに係
る施設等との間に漏えいした圧縮水素が当該
火気を取り扱う施設等に流動することを防止
するための措置又は圧縮水素が漏えいしたと
きに連動装置により直ちに使用中の火気を消
すための措置を講じる場合は、この限りでな
い。

三 「略」

（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等）

第十五条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

一 「略」

一の二 特定設備の部品の取替え（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事

一の三 開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事

二・三 「略」

三 「略」

（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等）

第十五条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

一 「略」

「新設」

「新設」

二・三 「略」

四 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）

四の二 第三十三条第二号に掲げる変更工事に
より追加された製造施設における変更の工事
（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の
十三の認定に係る製造施設における処理能力
の変更を伴うものを除く。）であつて、保安
上特段の支障がないものとして認められたもの

五 「略」

四 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事

「新設」

五 「略」

六 認定完成検査実施者又は認定高度保安実施

者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力及び性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の

六 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に

係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満た

種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）

七 特定認定事業者（令第十条ただし書の認定を受けた者をいう。以下同じ。）である認定完成検査実施者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）又は特定認定高度保安実施者（令第十条の二ただし書の適用を受ける認定高度保安実施者をいう。以下同じ。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

すもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）

七 認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備

イハ 「略」

ニ 高圧ガス設備（配管、バルブ、継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。

）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

八 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者

、認定高度保安実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施している
と経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

の変更の工事

イハ 「略」

ニ 高圧ガス設備（配管、バルブ、フランジ継手又は附属機器類（特定設備を除く。）

に限る。）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

八 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者

その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ 「略」

ロ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変
更（配管、バルブ又は継手から配管、バル
ブ又は継手への変更に限り、当該変更に伴
う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。）
の工事であつて、当該設備の処理能力及び
位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及
び前号ニに該当するものを除く。）

ハ 「略」

2 「略」

（販売業者等に係る技術上の基準）

第四十条 法第二十条の六第一項の経済産業省令

イ 「略」

ロ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変
更（配管、バルブ又はフランジ継手から配
管、バルブ又はフランジ継手への変更に限
る。）の工事であつて、当該設備の処理能
力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第
一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ハ 「略」

2 「略」

（販売業者等に係る技術上の基準）

第四十条 法第二十条の六第一項の経済産業省令

で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に高圧ガスを充填して販売する場合を除く。）。

二 五 「略」

（検査を要しない輸入高圧ガス）

第四十六条 「略」

2 法第二十二條第一項第四号の経済産業省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること（圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に充填する圧縮水素を販売する場合を除く。）。

二 五 「略」

（検査を要しない輸入高圧ガス）

第四十六条 「略」

2 法第二十二條第一項第四号の経済産業省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器内における高压ガスを輸入する場合

四・五 「略」

（保安統括者の選任等）

第六十四条 「略」

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 「略」

四 処理能力が二十五万立方メートル未満の事

三 高压ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高压ガスを充填するためのものに限り。）内における高压ガスを輸入する場合

四・五 「略」

（保安統括者の選任等）

第六十四条 「略」

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 「略」

四 処理能力が二十五万立方メートル未満の事

業所において、専ら天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に天然ガスを充填する者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

五 「略」

3 「略」

（販売主任者の選任等）

業所において、専ら天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に天然ガスを充填する者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

五 「略」

3 「略」

（販売主任者の選任等）

第七十二条 法第二十八条第一項の経済産業省令

で定める高压ガスは、アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素（スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素の容量が全容量の四十パーセント未満のものを除く。次項において同じ。）、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素（圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に充填する圧縮水素（以下この項において「車両用圧縮水素」という。）の販売に係る保安に関する業務の管

第七十二条 法第二十八条第一項の経済産業省令

で定める高压ガスは、アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素（スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素の容量が全容量の四十パーセント未満のものを除く。以下この条において同じ。）、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素（圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された燃料装置用容器に充填する圧縮水素（以下この項において「車両用圧縮水素」という。）の販売に係る保安に関する

理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮水素スタンドにおいて販売される車両用圧縮水素を除く。次項において同じ。）、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランとする。

2
「略」

3
第一項の規定にかかわらず、天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に充填する天然ガス（以下この項において「車両用天然ガス」という。）の販売に係る保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮天然ガススタンド又は液化天然ガススタンドにおいて販売される車両用天然

業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮水素スタンドにおいて販売される車両用圧縮水素を除く。以下この条において同じ。）、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランとする。

2
「略」

「新設」

ガスは、法第二十八条第一項の経済産業省令で定める高圧ガスには該当しないものとし、当該圧縮天然ガススタンド又は液化天然ガススタンドにおいて車両用天然ガスを販売する者については、前項の規定は適用しない。

(特定施設の範囲等)

第七十九条 「略」

2・3 「略」

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期

(特定施設の範囲等)

第七十九条 「略」

2・3 「略」

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期

間を経過した日。以下「基準日」という。）の
前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安
検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつて
は、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保
安検査を行つた場合にあつては、基準日におい
て当該検査を受け、又は自ら行つたものとみな
す。

5
5
7
「略」

（保安検査の方法）

第八十二条 「略」

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただ
し、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

間を経過した日。以下この項において「基準日
」という。）の前後一月以内（認定完成検査実
施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化
事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に
受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては
、基準日において当該検査を受け、又は自ら行
つたものとみなす。

5
5
7
「略」

（保安検査の方法）

第八十二条 「略」

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただ
し、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二 特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合

イハ 「略」

三 第十五条第一項第八号の認定に係る特定施設における保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

四・五 「略」

一 認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、同号の認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二 特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合。

イハ 「略」

「新設」

三・四 「略」

認定保安検査実施者又は特定認定保安検査実

施事業者（特定認定事業者である認定保安検査

実施者をいう。以下同じ。）に係る認定が法第

三十九条の十二第一項の規定による取消しその

他の事由によりその効力を失つたときは、当該

認定保安検査実施者であつた者又は当該特定認

定保安検査実施事業者であつた者は、当該認定

に係る特定施設について、第七十九条第二項本

文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知

事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け

、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保

安検査を受けてその旨を都道府県知事若しくは

指定都市の長に届け出なければならない。この

〔新設〕

場合において、都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定保安検査実施者であつた者を認定保安検査実施者とみなして前項第一号の規定を適用し、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして同項第二号の規定を適用する。

4

第二項第二号に規定する方法により保安検査を行う特定認定保安検査実施事業者が第九十四条の七第一項の規定により令第十条ただし書の規定の適用を受けなくなつたとき（前項の規定に該当するときを除く。）は、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該認定に係

〔新設〕

る特定施設について、第七十九条第二項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号に掲げるいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして、第二項第二号の規定を適用する。

一 第二項の告示で定めるところにより、自ら保安検査を行うこと。

二 都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けること。

三 協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事又は指定都市

の長に届け出ること。

5

第三項又は前項第二号の規定により都道府県

知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けよ

うとする認定保安検査実施者であつた者又は特

定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該

保安検査を受けるまでに、様式第三十八の保安

検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地

を管轄する都道府県知事に提出しなければなら

ない。

6

都道府県知事又は指定都市の長は、前項の保

安検査において、当該保安検査に係る特定施設

が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術

上の基準に適合していると認めるときは、様式

〔新設〕

〔新設〕

第三十九の保安検査証を交付するものとする。

7

前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用

する。この場合において、第五項中「前項第二

号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定

に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事

」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

る。

8

第三項又は第四項第三号の規定により協会が

行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指

定都市の長に届け出ようとする認定保安検査実

施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業

者であつた者は、様式第四十の高压ガス保安協

会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所

〔新設〕

〔新設〕

の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

9

第五項及び第六項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第五項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

10

第三項又は第四項第三号の規定により指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安

〔新設〕

〔新設〕

検査実施事業者であつた者は、様式第四十一の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

11 協会及び指定保安検査機関は、第三項又は第

四項第三号の規定により保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行つた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

12 協会が前項の規定による報告をしようとする

ときは、様式第四十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しな

〔新設〕

〔新設〕

なければならない。

13 指定保安検査機関が第十一項の規定による報

告をしようとするときは、様式第四十三の保安

検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当

該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府

県知事に提出しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第八十三条の二 法第三十五条の二に規定する検

査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁

的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の

知覚によつて認識することができない方法をい

う。以下同じ。）により記録することにより作

〔新設〕

（電磁的方法による保存）

第八十三条の二 法第三十五条の二に規定する検

査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁

的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の

知覚によつて認識することができない方法をい

う。）により記録することにより作成し、保存

成し、保存することができる。

2・3 「略」

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第九十四条の五 特定認定完成検査実施事業者は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の六の特定認定完成検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

することができる。

2・3 「略」

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第九十四条の五 認定完成検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の六の特定認定完成検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安

2

特定認定保安検査実施事業者は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の七の特定認定保安検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2

認定保安検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定保安検査実施事業者」という。）は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の七の特定認定保安検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

第九十四条の七 「略」

第十三章の二 認定高度保安実施者等

(認定の申請)

第九十四条の七の二 法第三十九条の十三の認定

の申請をしようとする第一種製造者は、様式第

五十五の七の二の認定高度保安実施者認定申請

書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の

所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して

経済産業大臣に提出しなければならない。

一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、

資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員

第九十四条の七 「略」

〔新設〕

〔新設〕

数、主要製品名並びに組織図

二 申請に係る事業所の概要を記載した書類

設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 次条第一項及び第二項に規定する基準に適合していることを説明する書類

四 令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする場合にあつては、その旨並びに次条第三項及び第四項に規定する基準に適合していることを説明する書類

(認定の基準)

第九十四条の七の三 法第三十九条の十四第一項

第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 別表第六に定めるところによること。

二 申請に係る製造施設及び特定施設が、前条の認定の申請時において、継続して二年以上高圧ガスを製造しているものであること。

2 法第三十九条の十四第一項第二号の経済産業

省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を

〔新設〕

用いたものであること。

二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

三 申請に係る第一種製造者の役員又は事業所の長が、第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3 令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な仕組みは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 危険源の特定及び評価を実施し、その結果

に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

二 従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

三 第三者の専門的な知見を適切に活用する体制を整備しており、かつ、適切に活用していること。

四 連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転停止をして行う次の保安検査の日までの期間をいう。）及び保

安検査の方法を適切に評価できる体制を整備
しており、かつ、適切に評価していること。

五 前各号に掲げる事項について継続的改善を
行っていること。

4 令第十条の二ただし書の経済産業省令で定め
る特に高度な情報通信技術を用いたものは、先
端的な情報通信技術を用いた保安の確保の方法
であつて、保安を確保するため作業員が行うべ
き判断を補助する技術を活用するものをいう。

5 法第三十九条の十四第二項の経済産業大臣が
行う検査は、第一項から第四項までの規定への
適合に関する事項とし、書類検査及び現地検査
又はこれらに類する検査により行うものとす

る。

6 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が第一項及び第二項に規定する基準に適合していると認めるときは、様式第五十五の七の三の認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。ただし、第一項から第四項までに規定する基準に適合していると認めるときは、認定高度保安実施者認定証に代えて、様式第五十五の七の四の特定認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。

(協会等の調査)

第九十四条の七の四 法第三十九条の十六第一項

〔新設〕

の規定により、協会又は法第三十九条の十四第二項ただし書の指定を受けた者が行う調査は、前条第一項から第四項までの規定への適合に関する事項のうち、高度な保安の確保に関する専門技術的事項の確認に関するものとし、書類調査及び現地調査又はこれらに類する調査により行う。

2 法第三十九条の十六第二項の規定による通知は、様式第五十五の七の五の調査通知書により行うものとする。

（認定の更新）

第九十四条の七の五 前三条の規定は、法第三十

〔新設〕

九条の十七第一項の認定の更新に準用する。

（認定内容の変更の届出）

第九十四条の七の六 法第三十九条の十八の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者
は、様式第五十五の七の六の認定高度保安実施者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（施設の追加）

第九十四条の七の七 第九十四条の七の二から第

〔新設〕

〔新設〕

九十四条の七の四までの規定は、認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合について準用する。この場合において、九十四条の七の三第六項ただし書の規定は、当該認定高度保安実施者が特定認定高度保安実施者であり、かつ、この項前段において準用する九十四条の七の二の申請の内容が第九十四条の七の三第三項及び第四項に規定する基準に適合していると認める場合に限り、適用する。

2 前項の場合において、認定高度保安実施者は、第九十四条の七の二（同項前段において準用

する場合を含む。）の規定により既に提出した書類の内容に変更がないときは、同項前段において準用する同条の規定にかかわらず、当該規定により提出すべき書類の添付を省略することができる。

（認定高度保安実施者の承継の届出）

第九十四条の七の八 法第三十九条の十九第二項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者の地位を承継した者は、様式第五十五の七の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証

〔新設〕

する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（製造のための施設等の変更の特例）

第九十四条の七の九 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める重要なものは、次の各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。

- 一 特定変更工事
- 二 製造の方法の変更であつて、次のいずれか

〔新設〕

に該当するもの

イ 高圧ガス設備の変更の工事により、常用

の圧力又は常用の温度を変更するもの

ロ 常用の圧力又は常用の温度において発生

する最大の応力に対し、高圧ガス設備の常

用の圧力又は常用の温度における材料の許

容応力、溶接継手の効率に応じ、十分な強

度を有するものであることを確認した上で

、当該高圧ガス設備の変更の工事をせずに

常用の圧力又は常用の温度を変更するもの

（設計圧力又は設計温度を変更するものに

限る。）

法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令

で定める軽微なものは、常用の圧力及び常用の温度の変更を伴わない製造の方法の変更とする。

3 法第三十九条の二十一第一項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第五十五の七の八の認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 前項の変更明細書には、第三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

5 法第三十九条の二十一第二項の記録には、次

の各号に掲げる事項を記載しなければならない
い。

一 変更の工事の内容

二 法第八条第一号の経済産業省令で定める技
術上の基準に関する事項

6
法第三十九条の二十一第三項の記録には、次
の各号に掲げる事項を記載しなければならない
い。

一 製造の方法の変更の内容

二 法第八条第二号の経済産業省令で定める技
術上の基準に関する事項

(完成検査の特例)

第九十四条の七の十 法第三十九条の二十二第一

項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

2 法第三十九条の二十二第二項の検査記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 完成検査年月日
- 二 完成検査に係る責任者の氏名
- 三 完成検査をした特定変更工事の内容
- 四 完成検査を行つた製造施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

〔新設〕

（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に係る特例）

第九十四条の七の十一 法第三十九条の二十四第

一項の規定により、認定高度保安実施者（法第

二十七条の二第一項第一号に掲げる者に限る。

次項において同じ。）が保安係員を選任する場

合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊

急時において保安上必要な措置を講ずることが

できるなど、適切な保安管理の方法であると経

済産業大臣が認める方法によらなければならない

い。

2 法第三十九条の二十四第二項の記録には、次

の各号に掲げる事項を記載しなければならない

〔新設〕

い。

一 選任し、又は解任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の氏名

二 選任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の製造保安責任者免状の種類

三 選任又は解任の年月日

3 前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

（保安主任者及び保安企画推進員に係る特例）

第九十四条の七の十二 法第三十九条の二十五第

〔新設〕

一項の規定により、認定高度保安実施者（法第二十七条の三第一項に規定する第一種製造者で

ある者に限る。次項において同じ。）が保安主任者を選任する場合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講ずることができするなど、適切な保安管理の方法であると経済産業大臣が認める方法によらなければならない。

2

法第三十九条の二十五第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 選任し、又は解任した保安主任者又は保安企画推進員の氏名
- 二 選任した保安主任者又は保安企画推進員の製造保安責任者免状の種類

三 選任又は解任の年月日

3 前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

(保安検査等の特例)

第九十四条の七の十三 法第三十九条の二十七第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う保安検査は、当該認定に係る特定施設について、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業

〔新設〕

大臣が定める期間に一回行わなければならない
い。

2|| 前項の規定にかかわらず、休止施設にあつて
は、第七十九条第三項の規定を適用する。

3|| 認定高度保安実施者が、基準日の前後三月以
内に第一項の保安検査を行つた場合にあつては
、基準日において当該検査を自ら行つたものと
みなす。

4|| 第一項の保安検査の方法は、開放検査、分解
検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生
状況を確認するために十分な方法並びに作動検
査その他の機能及び作動の状況を確認するため
に十分な方法でなければならない。

5

前項に規定するもののほか、第一項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 認定高度保安実施者が、法第三十九条の十三の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合

イ 製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方

法

ロ 少なくとも八年に一回は運転を停止した

検査を行う方法

ハ 保安検査に係る責任者が前項に定める方

法に適合すると認めた方法

三 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二

ただし書の規定の適用に係る特定施設につい

て行う保安検査の方法であつて、その保安検

査の方法を適切に評価する能力を有している

と経済産業大臣が認める者が確認したものを

用いる場合

6

第一項の保安検査を行つた認定高度保安実施

者は、同項の検査記録に、次の各号に掲げる事

項を記載しなければならない。

一 保安検査年月日

二 保安検査に係る責任者の氏名

三 保安検査をした特定施設

四 保安検査を行つた特定施設の設備ごとの検

査の方法、記録及びその結果

(認定の取消し等に伴う保安検査等)

第九十四条の七の十四 認定高度保安実施者又は

特定認定高度保安実施者に係る認定が法第三十

九条の二十第一項の規定による取消しその他の

事由によりその効力を失つたときは、当該認定

高度保安実施者であつた者又は当該特定認定高

〔新設〕

度保安実施者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出なければならない。この場合において、都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定高度保安実施者であつた者を認定高度保安実施者とみなして前条第五項第一号の規定を適用し、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、同

項第二号及び第三号の規定を適用する。

2

前条第五項第二号又は第三号に規定する方法により保安検査を行う特定認定高度保安実施者が、第九十四条の七の十六の規定により令第十条の二ただし書の規定の適用を受けなくなつたとき（前項の規定に該当するときを除く。）は、当該規定の適用を受けなくなつた特定認定高度保安実施者であつた者は、当該適用に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定

高度保安実施者とみなして、前条第五項第二号及び第三号の規定を適用する。

一 前条第五項の告示で定めるところにより、又は同項第一号に規定する方法により、自ら保安検査を行うこと。

二 都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けること。

三 協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ること。

3 第一項又は前項第二号の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けようとする認定高度保安実施者であつた者又は特

定認定高度保安実施者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第三十八の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

4 都道府県知事又は指定都市の長は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十九の保安検査証を交付するものとする。

5 前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定

に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事
「とあるのは「協会」と読み替えるものとする。」

6|| 第一項又は第二項第三号の規定により協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式第四十の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7|| 第三項及び第四項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において

て、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

8|| 第一項又は第二項第三号の規定により指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式第四十一の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9|| 協会及び指定保安検査機関は、第一項又は第

二項第三号の規定により保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行つた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

10|| 協会が前項の規定による報告をしようとするときは、様式第四十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

11|| 指定保安検査機関が第九項の規定による報告をしようとするときは、様式第四十三の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県

知事に提出しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第九十四条の七の十五 法第三十九条の第二十一第二項及び第三項に規定する記録、法第三十九条の二十二第二項に規定する検査記録、法第三十九条の二十三に規定する危害予防規程、法第三十九条の二十四第二項及び法第三十九条の二十五第二項に規定する記録並びに法第三十九条の二十七第一項に規定する検査記録は、これらの記録又は規程に記載すべき事項を電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

〔新設〕

2 前項の規定による保存をする場合には、同項

の記録又は規程が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるように行っておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(令第十条の二ただし書の適用)

第九十四条の七の十六 経済産業大臣は、特定認定高度保安実施者が第九十四条の七の三第三項又は第四項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該特定認定高度保安実施者

〔新設〕

について、令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととすることができる。この場合において、経済産業大臣は、当該特定認定高度保安実施者に対し、様式第五十五の七の九の通知書によりその旨を通知するものとする。

(帳簿)

第九十五条 法第六十条第一項の規定により、第一種製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合にあつては記

(帳簿)

第九十五条 法第六十条第一項の規定により、第一種製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合にあつては記

載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 高压ガスを容器に充填した場合（高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に高压ガスを充填した場合を除く。）	〔略〕

載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 高压ガスを容器に充填した場合（高压ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高压ガスを充填するためのものに限る。）に高压ガスを充填した場合を除	〔略〕

二・三 [略]	[略]
------------	-----

2・3 [略]

第十三章の三 指定設備に係る認定等

(調査の要請)

第九十五条の二 法第六十条の二の経済産業省令

で定める者は、第一種製造者とする。

2 第一種製造者は、独立行政法人情報処理推進

機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

二・三 [略]	く。)
------------	-----

2・3 [略]

第十三章の二 指定設備に係る認定等

[新設]

別表第一（第三十五条第一項関係）

検 査 項 目	完 成 検 査 の 方 法
1～4 「略」	「略」
5 製造設備が第七 条の三第一項の圧 縮水素スタンドで ある製造施設の場 合	
一～二十九の二 「略」	一～二十九の二「 略」
三十 第七条の三	三十 蓄圧器とデ イ
第二項第十二号	スペンサーとの間

別表第一（第三十五条第一項関係）

検 査 項 目	完 成 検 査 の 方 法
1～4 「略」	「略」
5 製造設備が第七 条の三第一項の圧 縮水素スタンドで ある製造施設の場 合	
一～二十九の二 「略」	一～二十九の二「 略」
三十 第七条の三	三十 蓄圧器の出口
第二項第十二号	に設けた圧縮水素

5 の 2 ゝ 8 〔略〕	の流量が著しく 増加することを 防止するための 措置
〔略〕	の配管に設けた圧縮水素の流量が著しく増加すること を防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

5 の 2 ゝ 8 〔略〕	の流量が著しく 増加することを 防止するための 措置
〔略〕	の流量が著しく増 加することを防止 するための措置の 状況を目視等によ り検査し、当該措 置の機能を作動試 験又はその記録に より検査する。

備考
〔略〕

別表第六（第九十四条の七の三第一項関係）

項目	1 本社の関与及び法令遵守の体制の確保	一 保安に係る基本
認定の基準		一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、

備考
〔略〕

〔新設〕

基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。

二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

二 法令遵	
一 本社又は事業所において	三 保安管理を担当する役員 (取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が 選任されていること。 四 監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。

守の体制

保安に関する法令（法令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。

二 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。

三 事業所が法令に違反する行為があつたことを知つた

体制 一 本社の	2 保安に関するリスク管理の体制	
一 役員（上欄1一の項下欄第三号の保安管理を担当する役員を含む。）を長とする保安対策本部等が設置さ		場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ文書化されていること。

れており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

二 保安管理を担当する組織が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること

と。

三 保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備及びこれらの検査結果がこの規則の基準に適合してい

二 の 事 業 所 の 体 制	
経済産業大臣が定める基準に従って、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及び	ない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

	三 認 定 高 度 保 安 実 施 者 の 行 う 完 成 検 査 (以 下 こ の 表 に お い て 一 認 定 高 度 完 成 検 査 「 と い
その改善等を継続的に行つて いること。	

体制 う。の	イ 認定 高度完 成検査 組織
	一 認定高度完成検査を実施 する組織（以下この表にお いて「完成検査組織」とい う。）が明確に定められ、 かつ、文書化されているこ と。 二 完成検査組織の長は、次 のいずれかに該当する者で あること。 イ 経験十年以上（本社又

は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三 完成検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協

力会社の管理を含む。）に
必要な工事計画に関する事
項、施工管理に関する事項
及び工事の安全に関する事
項等（以下この表において
「工事計画書等」という。
）を工事責任者に作成させ
る責任を有していることが
、明確に定められ、かつ、
文書化されていること。

四 完成検査組織において、
工事計画書等のとおりの特
定変更工事が適切に実施さ

れたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。

五 完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

六 完成検査組織に所属している者（完成検査組織の長

	ロ 認 定 高 度 完 成 検 査 業 務
を除く。の五十パーセン ト以上が製造保安責任者免 状又は必要な非破壊検査技 術に関する資格を有してい ること。	一 完成検査組織が行う業務 範囲及び責任の所在が、明 確に定められ、かつ、文書 化されていること。この場 合、認定高度完成検査の実 施に協力会社を活用する場 合にあつても、検査結果の

評価・判定は事業所において行うものであること。

二 認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第九十四条の七の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

三|| 認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

四|| 認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録

は、保安検査等において活用できる体制になつてゐること。	ハ 認定 一 完成検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、完成検査管理（認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制にな

つていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

二 完成検査管理を行う組織の長（ただし、完成検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。

イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運

転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三 完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管

理を行う組織の長を除く。

）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつ

て、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五 完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。

六 完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、か

	四 認定高 度保安実 施者の行 う保安検 査（以下 この表に おいて「
つ、保存されていること。 また、保存された記録は、 その後の認定高度完成検査 等において活用できる体制 になつていること。	

認定高度 保安検査 「とい う。の 体制	イ 運 転を停 止する ことな く保安 検査を 行なう ため
	一 運 転を停 止する ことな く保安 検査を 行なう ため 改善理 由等が 明確に なつて

組 織 安 検 査 高 度 保 口 認 定	の 措 置
一 認 定 高 度 保 安 検 査 を 実 施 す る 組 織 （ 以 下 こ の 表 に お い て 「 保 安 検 査 組 織 」 と い う 。） が 明 確 に 定 め ら れ 、 か つ 、 文 書 化 さ れ て い る こ	三 運 転 を 停 止 す る こ と な く 保 安 検 査 を 行 う 施 設 の 的 確 な 管 理 の た め の 手 引 書 （ 工 程 ご と の 操 業 条 件 等 ） が 明 確 に 定 め ら れ 、 か つ 、 整 備 さ れ て い る こ と。

と。

二 保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。

ロ イに掲げる者と同等以

ハ 認定 高度保	
一 保安検査組織が行う業務 範囲及び責任の所在が、明	三 保安検査組織に所属して いる者（保安検査組織の長 を除く。）の五十パーセン ト以上が製造保安責任者免 状又は必要な非破壊検査技 術に関する資格を有してい ること。

安検査

業務

確に定められ、かつ、文書
化されていること。この場
合、認定高度保安検査の実
施に協力会社を活用する場
合にあつても、検査結果の
評価・判定は当該事業所に
おいて行うものであるこ
と。

二 認定高度保安検査は、各
々の検査箇所に適した経験
等を有する者が、特定施設
に係る保安検査の方法を定
める規程（当該保安検査の

方法が第九十四条の七の十
三第四項又は第五項の規定
に適合するものに限る。）
に基づき、適切に実施され
ることが明確に定められ、
かつ、適切に実施されるこ
と。

三 認定高度保安検査の適切
な実施のために必要とする
適正な精度を有する検査設
備等を保有し、又は調達す
ることが明確に定められ、
文書化され、かつ、適切に

高度保 二 認定	
一 保安検査組織以外の組織 (委員会等を含む。) によ	保有又は調達が行われていること。 四 認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になっていること。

安検査	の検査	管理
り、保安検査管理（認定高度保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になつてゐることが明確に定められ、かつ、文書化されてゐること。		
二 保安検査管理を行う組織の長（ただし、保安検査組織の長が兼務することは認		

められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。

イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状

状を有している者。

ロ イに掲げる者と同等以

上の知識及び経験を有し

ていると経済産業大臣が

認める者

三 保安検査管理を行う組織

に所属する者（保安検査管
理を行う組織の長を除く。

）は、経験五年以上（本社

又は事業所等における、保

安管理、設備管理又は運転

管理を担当する組織の経験

年数を通算する。）で二人

以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五 保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリス

	ト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。 六 保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になっていること。

3	サイバー	サイバーセキュリティの確
セキュリテ	保に関する計画の策定、実施	
イ（サイバ	評価及びその改善等を継続	
ーセキュリ	的に行っていること。	
ティ基本法		
（平成二十		
六年法律第		
百四号）第		
二条に規定		
するサイバ		
ーセキュリ		
ティをい		
う。以下同		

じ。の確 保	備考 一 上欄2一の項下欄第四号、上欄2三八の 項下欄第四号及び上欄2四二の項下欄第四 号に掲げる本社には、出資、人事、資金、 技術、取引等の関係を通じて認定高度保安 実施者の財務及び事業の方針に係る決定を 支配し、又はそれらに対して重要な影響を 与えることができる法人であつて、当該認 定高度保安実施者に対して適切な監査及び 検査管理を行うことができるものを含める
-----------	--

ことができる。

二 特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定高度保安実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄2四イの項目については適用しないものとする。

備考 表中の「」は注記である。

様式第三十八及び様式第三十九中「第79条、第80条関係」を「第79条、第80条、第82条、第94条の7の14関係」に、様式第四十及び様式第四十一中「第80条関係」を「第80条、第82条、第94条の7の14関係」に、様式第四十二及び様式第四十三中「第81条関係」を「第81条、第82条、第94条の7の14関係」に改め、

様式第五十五の七の次に次の八様式を加える。

様式第 55 の 7 の 2（第 94 条の 7 の 2 関係）

認定高度保安実施者 認定申請書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
自ら完成検査を行う製造施設			
自ら保安検査を行う特定施設			
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 55 の 7 の 3 （第 94 条の 7 の 3 関係）

認 定 高 度 保 安 実 施 者 認 定 証	
名 称 （ 事 業 所 の 名 称 を 含 む 。 ）	
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地	
事 業 所 所 在 地	
認 定 の 種 類	
自 ら 完 成 検 査 を 行 う 製 造 施 設	
自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設	
運 転 を 停 止 す る こ と な く 自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設 及 び そ の 連 続 運 転 期 間	
認 定 年 月 日 及 び 認 定 番 号	
認 定 の 有 効 期 間	
製 造 施 設 の 検 査 の 方 法 等	
備 考	

経済産業大臣

印

代表者 氏名

殿

様式第 55 の 7 の 4 （第 94 条の 7 の 3 関係）

特 定 認 定 高 度 保 安 実 施 者 認 定 証	
名 称 （ 事 業 所 の 名 称 を 含 む 。 ）	
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地	
事 業 所 所 在 地	
認 定 の 種 類	
自 ら 完 成 検 査 を 行 う 製 造 施 設	
自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設	
運 転 を 停 止 す る こ と な く 自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設 及 び そ の 連 続 運 転 期 間	
認 定 年 月 日 及 び 認 定 番 号	
認 定 の 有 効 期 間	
製 造 施 設 の 検 査 の 方 法 等	
備 考	

経済産業大臣

印

代表者 氏名

殿

様式第 55 の 7 の 5 （第 94 条の 7 の 4 関係）

調 査 通 知 書		一般
名称（事業所の名称を含む。）		
調 査 時 期		
調 査 場 所		
調 査 担 当 職 員		
事 業 所 所 在 地		

高圧ガス保安法第三十九条の十六第一項に基づき高圧ガス保安協会又は経済産業大臣の指定する者による調査を行いますので、同条第二項の規定に基づき通知します。

経済産業大臣

印

代表者 氏名 殿

様式第 55 の 7 の 6 （第 94 条の 7 の 6 関係）

認 定 高 度 保 安 実 施 者 変 更 届 書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 （ 事 業 所 の 名 称 を 含 む 。 ）			
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
変 更 の 内 容			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 55 の 7 の 7（第 94 条の 7 の 8 関係）

認定高度保安実施者承継届書	一般	×整 理 番 号	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
承継された認定高度保安実施者の名称（事業所の名称を含む。）			
承継された事業所所在地			
承 継 後 の 名 称 （事業所の名称を含む。）			
事業所（本社）所在地			
承 継 さ れ た 自ら完成検査を行う製造施設			
承 継 さ れ た 自ら保安検査を行う特定施設			
承継された運転を停止することなく 自ら保安検査を行う特定施設 及びその連続運転期間			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 55 の 7 の 8（第 94 条の 7 の 9 関係）

認定高度保安実施者 高圧ガス製造施設等 変更届書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。

通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣

一般高圧ガス保安規則第九十四条の七の十六に基づき高圧ガス保安法施行令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととしますので、同条後段の規定に基づき通知します。

（理由）

(高圧ガス保安協会規則の一部改正)

第五条 高圧ガス保安協会規則（昭和四十一年通商産業省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(業務方法書で定めるべき事項) 第一条 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第五十九条の二十九第二項の経済産業省令で定める業務方法書で定めるべき事項は、次の各号に掲げるものとする。	(業務方法書で定めるべき事項) 第一条 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第五十九条の二十九第二項の経済産業省令で定める業務方法書で定めるべき事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

- 二 法第二十七条の二第七項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）及び法第三十一条第三項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号。以下「液化石油ガス法」という。）第十九条第三項、第三十七条の五第四項及び第三十八条の九に規定する講習の方法

三 「略」

- 四 法第三十九条の七第一項（法第三十九条の八第二項において準用する場合を含む。）、法第三十九条の七第三項（法第三十九条の八

一 「略」

- 二 法第二十七条の二第六項、法第三十一条第三項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号。以下「液化石油ガス法」という。）第十九条第三項、第三十七条の五第四項及び第三十八条の九に規定する講習の方法

三 「略」

- 四 法第三十九条の七第一項（法第三十九条の八第二項において準用する場合を含む。）、法第三十九条の七第三項（法第三十九条の八

第三項において準用する場合を含む。）、法第三十九条の十六第一項（法第三十九条の十七第二項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の八第一項（法第四十九条の九第二項及び法第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。）又は法第五十六条の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する調査の方法 五〇十二 「略」	第三項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の八第一項（法第四十九条の九第二項又は法第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。）又は法第五十六条の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項又は法第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する調査の方法 五〇十二 「略」
---	--

備考 表中の「」は注記である。

（高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第六条 高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令（昭和五十年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（勘定区分） 第二条 協会の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び純資産を計算し損益勘定にお	（勘定区分） 第二条 協会の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本金を計算し損益勘定にお

いては収益及び費用を計算する。

2
「略」

(事業計画)

第八条 法第五十九条の三十二の前段の事業計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。

一 「略」

二 法第二十七条の二第七項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）及び法第三十一条第三項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化

いては収益及び費用を計算する。

2
「略」

(事業計画)

第八条 法第五十九条の三十二の前段の事業計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。

一 「略」

二 法第二十七条の二第六項、法第三十一条第三項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。）第十九条第三項、第三十七条の五第四

石油ガス法」という。)第十九条第三項、第三十七条の五第四項及び第三十八条の九に規定する講習に関する事項

三 「略」

四 法第三十九条の七第一項(法第三十九条の八第二項において準用する場合を含む。)、

法第三十九条の七第三項(法第三十九条の八第三項において準用する場合を含む。)、法

第三十九条の十六第一項(法第三十九条の十七第二項において準用する場合を含む。)、

法第四十九条の八第一項(法第四十九条の九第二項及び法第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。)又は法第五十六

項及び第三十八条の九に規定する講習に関する事項

三 「略」

四 法第三十九条の七第一項(法第三十九条の八第二項において準用する場合を含む。)、

法第三十九条の七第三項(法第三十九条の八第三項において準用する場合を含む。)、法

第四十九条の八第一項(法第四十九条の九第二項又は法第四十九条の三十一第二項におい

て準用する場合を含む。)又は法第五十六条の六の五第一項(法第五十六条の六の六第二項又は法第五十六条の六の二十二第二項にお

条の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する調査に関する事項 五〇十一 「略」 2 「略」	いて準用する場合を含む。）に規定する調査に関する事項 五〇十一 「略」 2 「略」
備考 表中の「」は注記である。	

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第七条 コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するもの

を掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次 第一章～第七章　〔略〕 第七章の二　認定高度保安実施者等（第四十九 条の七の二―第四十九条の七の十 六） 第七章の三　〔略〕 第八章　〔略〕 附則
改正前	目次 第一章～第七章　〔略〕 〔新設〕 第七章の二　〔略〕 第八章　〔略〕 附則

(圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、製造設備が製造施設的外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設であつて、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一 四 「略」

五 燃料装置用容器に圧縮天然ガスを充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置

(圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、製造設備が製造施設的外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設であつて、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一 四 「略」

五 圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充填する

を講ずること。

六〇八 「略」

2 製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設に係る前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〇八 「略」

九 デイスペンサーには、燃料装置用容器の最高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮天然ガスを遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。

十〇八 「略」

ときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。

六〇八 「略」

2 製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設に係る前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〇八 「略」

九 デイスペンサーには、充填車両に固定した容器の最高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮天然ガスを遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。

十〇八 「略」

十九 燃料装置用容器に圧縮天然ガスを充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。

二十〇二十一 「略」

3 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第十一条に定めるところによる。

一 「略」

二 圧縮天然ガスの充填は、次に掲げる基準によることにより充填した後に当該圧縮天然ガスが漏えい又は爆発しないような措置を講じ

十九 圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。

二十〇二十一 「略」

3 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第十一条に定めるところによる。

一 「略」

二 圧縮天然ガスの充填は、次に掲げる基準によることにより充填した後に当該圧縮天然ガスが漏えい又は爆発しないような措置を講じ

てすること。

イ 燃料装置用容器とディスプレイセンサーとの接続部分を外してから車両を発車させること。

ロ 「略」

三 燃料装置用容器に圧縮天然ガスを充填するときは、当該燃料装置用容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとすること。

（液化天然ガスタンドに係る技術上の基準）

第七条の二 「略」

2 製造設備が液化天然ガスタンドである製造

てすること。

イ 容器とディスプレイセンサーとの接続部分を外してから車両を発車させること。

ロ 「略」

三 圧縮天然ガスを容器に充填するときは、容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとする。

（液化天然ガスタンドに係る技術上の基準）

第七条の二 「略」

2 製造設備が液化天然ガスタンドである製造

施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 燃料装置用容器とデイスペンサーとの接続部分を外してから車両を発進させること。

三 燃料装置用容器に液化天然ガスを充填するときは、当該燃料装置用容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとすること。

（圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該

施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 容器とデイスペンサーとの接続部分を外してから車両を発進させること。

三 液化天然ガスを容器に充填するときは、容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとすること。

（圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該

圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限る。以下同じ。）である製造施設における法
第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇四 「略」

五 ディスペンサーには、燃料装置用容器の最

圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限る。以下同じ。）である製造施設における法
第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇四 「略」

五 ディスペンサーには、充填車両に固定した

高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮水素を遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。

六〇十 「略」

十一 燃料装置用容器に圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。

十二〇十八 「略」

2 製造設備が圧縮水素スタンド（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、一般高压ガス保安規則第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるも

容器の最高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮水素を遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。

六〇十 「略」

十一 圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。

十二〇十八 「略」

2 製造設備が圧縮水素スタンド（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、一般高压ガス保安規則第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるも

のに限る。以下この項において同じ。）である製造施設に係る前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇七 「略」

八 ディスペンサーには、燃料装置用容器の最高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮水素を遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。

九 「略」

十 蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管には

のに限る。以下この項において同じ。）である製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることのできる。

一〇七 「略」

八 ディスペンサーには、充填車両に固定した容器の最高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮水素を遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。

九 「略」

十 蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管には

、第一号で準用する第五条第一項第二十一号の安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を有する装置（以下「圧力リリーフ弁」という。）を設けること。ただし、当該安全装置のうち安全弁に設けた放出管によりこれと同程度の効果を得られる場合は、この限りでない。

十の二〇十一の二 「略」

十二 蓄圧器とディスプレイの間の配管には、適切な位置に、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずること。

十三〇二十七 「略」

、第一号で準用する第五条第一項第二十一号の安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を有する装置（以下「圧力リリーフ弁」という。）を設けること。

十の二〇十一の二 「略」

十二 蓄圧器の出口には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずること。

十三〇二十七 「略」

二十八 燃料装置用容器に圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。

二十九～三十七 「略」

3 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第十一条に定めるところによる。

一 「略」

二 圧縮水素の充填は、充填した後に燃料装置用容器とディスプレイとの接続部分を外してから車両を発車させることにより、圧縮水

二十八 圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。

二十九～三十七 「略」

3 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第十一条に定めるところによる。

一 「略」

二 圧縮水素の充填は、充填した後に容器とディスプレイとの接続部分を外してから車両を発車させることにより、圧縮水素が漏えい

素が漏えいし、又は爆発しないような措置を講ずること。

三 燃料装置用容器に圧縮水素を充填するときは、当該燃料装置用容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとする。

四 燃料装置用容器に圧縮水素を充填するときは、圧縮水素により当該燃料装置用容器を損傷するおそれのある流量で充填しない。

五 燃料装置用容器に製造設備の冷却の用に供する冷凍設備により冷却した圧縮水素を充填するときは、ディスペンサーのホースの先端部に設けた充填用のノズルと当該容器との接続部が凍結した状態で接続しない。

し、又は爆発しないような措置を講ずること。

三 圧縮水素を容器に充填するときは、容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとする。

四 圧縮水素を容器に充填するときは、圧縮水素により当該容器を損傷するおそれのある流量で充填しない。

五 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備により冷却した圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に充填するときは、ディスペンサーのホースの先端部に設けた充填用のノズルと当該容器との接続部が凍結した状態

六・七 「略」

（特定製造者に係る軽微な変更の工事等）

第十四条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

一 「略」

一の二 特定設備の部品の取替え（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事

一の三 開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事

で接続しないこと。

六・七 「略」

（特定製造者に係る軽微な変更の工事等）

第十四条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

一 「略」

「新設」

「新設」

二・三 「略」

四 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）

四の二 第十七条第二号に掲げる変更工事により追加された製造施設における変更の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）であつて、保安上特段の支障がないものとして認められたもの

五 「略」

二・三 「略」

四 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事

「新設」

五 「略」

六 認定完成検査実施者又は認定高度保安実施

者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力及び性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の

六 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に

係る完成検査を行うことができる製造施設行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（

種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）

七 特定認定事業者（高圧ガス保安法施行令（

平成九年政令第二十号。以下「令」という。

）第十条ただし書の認定を受けた者をいう。

以下同じ。）である認定完成検査実施者（以

下「特定認定完成検査実施事業者」という。

）又は特定認定高度保安実施者（令第十条の

二ただし書の適用を受ける認定高度保安実施

者をいう。以下同じ。）が自ら特定変更工事

に係る完成検査を行うことができる製造施設

において行う工事であつて、次に掲げる設備

特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）

七 認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保

安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「

令」という。）第十条ただし書に規定する検

査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、

かつ、当該方法を用いるために必要な経済産

業省令で定める技術的能力及び実施体制を有

すると経済産業大臣が認める者（以下「特定

認定事業者」という。）が自ら特定変更工事

に係る完成検査を行うことができる製造施設

において行う工事であつて、次に掲げる設備

の変更の工事

イハ 「略」

ニ 高圧ガス設備（配管、バルブ、継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。

）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

八 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者

、認定高度保安実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施している
と経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

の変更の工事

イハ 「略」

ニ 高圧ガス設備（配管、バルブ、フランジ継手又は附属機器類（特定設備を除く。）

に限る。）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

八 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者

その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ [略]

ロ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又は継手から配管、バルブ又は継手への変更に限り、当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ハ [略]

2 [略]

（保安統括者の選任等）

第二十三条 [略]

イ [略]

ロ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又はフランジ継手から配管、バルブ又はフランジ継手への変更に限り。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ハ [略]

2 [略]

（保安統括者の選任等）

第二十三条 [略]

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に天然ガスを充填する者であつて、法第二十九条第一項に規定する甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に当該ガスを充填する者であつて、法第二十九条第一項に規定する甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保

に係る保安について監督させる者

四 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に液化石油ガスを充填する者であつて、法第二十九条第一項に規定する甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、液化石油ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者

五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら常用の圧力が八十二メガ

安について監督させる者

四 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に液化石油ガスを充填する者であつて、法第二十九条第一項に規定する甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、液化石油ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者

五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら常用の圧力が八十二メガ

パスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素を充填する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イゝハ 「略」

（保安技術管理者の選任等）

第二十四条 「略」

2 法第二十七条の二第三項ただし書の規定により、保安技術管理者を選任する必要のない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 「略」

パスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に当該圧縮水素を充填する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イゝハ 「略」

（保安技術管理者の選任等）

第二十四条 「略」

2 法第二十七条の二第三項ただし書の規定により、保安技術管理者を選任する必要のない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 「略」

二 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら気化器若しくは減圧弁による可燃性ガス（特定液化石油ガスを除く。

）若しくは毒性ガスを製造し、専ら消費（燃烧以外の反応により消費する場合を除く。）をする目的で可燃性ガスを製造し、専ら特定液化石油ガスを容器若しくは貯槽に充填し、又は専ら可燃性ガス及び毒性ガス以外の高圧ガスを製造する場合

（特定施設の範囲等）

二 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら気化器若しくは減圧弁による可燃性ガス（特定液化石油ガスを除く。

）若しくは毒性ガスを製造し、専ら消費（燃烧以外の反応により消費する場合を除く。）をする目的で可燃性ガスを製造し、専ら特定液化石油ガスを容器若しくは貯槽に充填し、専ら圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に当該ガスを充填し、又は専ら可燃性ガス及び毒性ガス以外の高圧ガスを製造する場合

（特定施設の範囲等）

第三十四条 「略」

2・3 「略」

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみなす。

第三十四条 「略」

2・3 「略」

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみなす。

(保安検査の方法)

第三十七条 「略」

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二 特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを

(保安検査の方法)

第三十七条 「略」

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、同号の認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二 特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを

用いる場合

イゝハ 「略」

三 第十四条第一項第八号の認定に係る特定施設における保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

四・五 「略」

3 認定保安検査実施者又は特定認定保安検査実施事業者（特定認定事業者である認定保安検査実施者をいう。以下同じ。）に係る認定が法第三十九条の十二第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失つたときは、当該認定保安検査実施者であつた者又は当該特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該認定

用いる場合。

イゝハ 「略」

「新設」

三・四 「略」

「新設」

に係る特定施設について、第三十四条第二項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定保安検査実施者であつた者を認定保安検査実施者とみなして前項第一号の規定を適用し、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして同項第二号の規定を適用する。

4 第二項第二号に規定する方法により保安検査

〔新設〕

を行う特定認定保安検査実施事業者が第四十九条の七第一項の規定により令第十条ただし書の規定の適用を受けなくなつたとき（前項の規定に該当するときを除く。）は、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、第三十四条第二項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号に掲げるいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして、第二項第二号の規定を適用する。

一 第二項の告示で定めるところにより、自ら

保安検査を行うこと。

二 都道府県知事が行う保安検査を受けること。

三 協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事に届け出ること。

5 第三項又は前項第二号の規定により都道府県知事が行う保安検査を受けようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第十七の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

〔新設〕

6 都道府県知事は、前項の保安検査において、

〔新設〕

当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第十八の保安検査証を交付するものとする。

7 前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用

〔新設〕

する。この場合において、第五項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは、「協会」と読み替えるものとする。

8 第三項又は第四項第三号の規定により協会が

〔新設〕

行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け

出ようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、様式第十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9

第五項及び第六項の規定は、指定保安検査機

〔新設〕

関が行う保安検査に準用する。この場合において、第五項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは、「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

10

第三項又は第四項第三号の規定により指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府

〔新設〕

県知事に届け出ようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、様式第二十の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

11 協会及び指定保安検査機関は、第三項又は第

四項第三号の規定により保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行つた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

12 協会が前項の規定による報告をしようとするときは、様式第二十一の保安検査結果報告書に

〔新設〕

〔新設〕

保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

13 指定保安検査機関が第十一項の規定による報

告をしようとするときは、様式第二十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第三十八条の二 法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の

〔新設〕

（電磁的方法による保存）

第三十八条の二 法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の

知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 「略」

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第四十九条の五 特定認定完成検査実施事業者は、第四十九条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第三十四の六の特定認定完成検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所の所在地を管轄する

知覚によつて認識することができない方法をいう。。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 「略」

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第四十九条の五 認定完成検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）は、第四十九条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第三十四の六の特定認定完成検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を

産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2

特定認定保安検査実施事業者は、第四十九条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第三十四の七の特定認定保安検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2

認定保安検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定保安検査実施事業者」という。）は、第四十九条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第三十四の七の特定認定保安検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

第四十九条の七 「略」

第七章の二 認定高度保安実施者等

(認定の申請)

第四十九条の七の二 法第三十九条の十三の認定

の申請をしようとする特定製造者は、様式第三

十四の七の二の認定高度保安実施者認定申請書

に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所

在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経

済産業大臣に提出しなければならない。

一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、

資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員

第四十九条の七 「略」

〔新設〕

〔新設〕

数、主要製品名並びに組織図

二 申請に係る事業所の概要を記載した書類

設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 次条第一項及び第二項に規定する基準に適合していることを説明する書類

四 令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする場合にあつては、その旨並びに次条第三項及び第四項に規定する基準に適合していることを説明する書類

(認定の基準)

第四十九条の七の三 法第三十九条の十四第一項

第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 保安用不活性ガス以外のガスの処理能力（不活性ガス及び空気については、その処理能力に四分の一を乗じて得た容積とする。）が百万立方メートル（貯槽を設置して専ら高圧ガスの充填を行う場合にあつては、二百万立方メートル）以上の製造事業所については別表第九、それ以外の製造事業所については別表第十に定めるところによること。

〔新設〕

二 申請に係る製造施設及び特定施設が、前条の認定の申請時において、継続して二年以上高圧ガスを製造しているものであること。

2 法第三十九条の十四第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

三 申請に係る特定製造者の役員又は事業所の

長が、第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3

令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な仕組みは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 危険源の特定及び評価を実施し、その結果に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

二 従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施して

いること。

三 第三者の専門的な知見を適切に活用する体制を整備しており、かつ、適切に活用していること。

四 連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転停止をして行う次の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備しており、かつ、適切に評価していること。

五 前各号に掲げる事項について継続的改善を行つていること。

4 令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものは、先

端的な情報通信技術を用いた保安の確保の方法であつて、保安を確保するため作業員が行うべき判断を補助する技術を活用するものをいう。

5|| 法第三十九条の十四第二項の経済産業大臣が行う検査は、第一項から第四項までの規定への適合に関する事項とし、書類検査及び現地検査又はこれらに類する検査により行うものとする。

6|| 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が第一項及び第二項に規定する基準に適合していると認めるときは、様式第三十四の七の三の認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。ただし、第一項から第

四項までに規定する基準に適合していると認めるときは、認定高度保安実施者認定証に代えて様式第三十四の七の四の特定認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。

（協会等の調査）

第四十九条の七の四 法第三十九条の十六第一項の規定により、協会又は法第三十九条の十四第二項ただし書の指定を受けた者が行う調査は、前条第一項から第四項までの規定への適合に関する事項のうち、高度な保安の確保に関する専門技術的事項の確認に関するものとし、書類調査及び現地調査又はこれらに類する調査により

〔新設〕

行う。

2 法第三十九条の十六第二項の規定による通知は、様式第三十四の七の五の調査通知書により行うものとする。

(認定の更新)

第四十九条の七の五 前三条の規定は、法第三十九条の十七第一項の認定の更新に準用する。

〔新設〕

(認定内容の変更の届出)

第四十九条の七の六 法第三十九条の十八の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第三十四の七の六の認定高度保安実施

〔新設〕

者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（施設の追加）

第四十九条の七の七 第四十九条の七の二から第四十九条の七の四までの規定は、認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合について準用する。この場合において、第四十九条の七の三第六項ただし書の規定は、当該認定高度保安実施者が特定認定高度

〔新設〕

保安実施者であり、かつ、この項前段において準用する第四十九条の七の二の申請の内容が第四十九条の七の三第三項及び第四項に規定する基準に適合していると認める場合に限つて、適用する。

2 前項の場合において、認定高度保安実施者は、第四十九条の七の二（同項前段において準用する場合を含む。）の規定により既に提出した書類の内容に変更がないときは、同項前段において準用する同条の規定にかかわらず、当該規定により提出すべき書類の添付を省略することができる。

（認定高度保安実施者の承継の届出）

第四十九条の七の八 法第三十九条の十九第二項

の規定による届出をしようとする認定高度保安

実施者の地位を承継した者は、様式第三十四の

七の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、

合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に

係る事業所を承継させた分割があつた事実を証

する書面（相続の場合であつて、相続人が二人

以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係

る全員の同意書）を添えて、当該事業所の所在

地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済

産業大臣に提出しなければならない。

〔新設〕

（製造のための施設等の変更の特例）

第四十九条の七の九 法第三十九条の二十一第一

項の経済産業省令で定める重要なものは、次の各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。

一 特定変更工事

二 製造の方法の変更であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 高压ガス設備の変更の工事により、常用の圧力又は常用の温度を変更するもの

ロ 常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、高压ガス設備の常用の圧力又は常用の温度における材料の許

〔新設〕

容応力、溶接継手の効率に応じ、十分な強度を有するものであることを確認した上で、当該高圧ガス設備の変更の工事をせずに常用の圧力又は常用の温度を変更するもの（設計圧力又は設計温度を変更するものに限る。）

2|| 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める軽微なものは、常用の圧力及び常用の温度の変更を伴わない製造の方法の変更とする。

3|| 法第三十九条の二十一第一項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第三十四の七の八の認定高度保安実施者高圧が

ス製造施設等変更届書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 前項の変更明細書には、第三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

5 法第三十九条の二十一第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一 変更の工事の内容

二 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

6 法第三十九条の二十一第三項の記録には、次

の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一 製造の方法の変更の内容

二 法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

(完成検査の特例)

第四十九条の七の十 法第三十九条の二十二第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う完成検査の方法は、別表第三のとおりとする。

2 法第三十九条の二十二第二項の検査記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない

〔新設〕

ない。

一 完成検査年月日

二 完成検査に係る責任者の氏名

三 完成検査をした特定変更工事の内容

四 完成検査を行つた製造施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に係る特例）

第四十九条の七の十一 法第三十九条の二十四第一項の規定により、認定高度保安実施者（法第二十七条の二第一項第一号に掲げる者に限る。次項において同じ。）が保安係員を選任する場合

〔新設〕

合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講ずることができると、適切な保安管理の方法であると経済産業大臣が認める方法によらなければならない。

2

法第三十九条の二十四第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 選任し、又は解任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の氏名
 - 二 選任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の製造保安責任者免状の種類
 - 三 選任又は解任の年月日
-

3 前項の記録は、同項第二号の免状の写しと

もに保存しなければならない。

（保安主任者及び保安企画推進員に係る特例）

第四十九条の七の十二 法第三十九条の二十五第

一項の規定により、認定高度保安実施者（法第

二十七条の三第一項に規定する第一種製造者で

ある者に限る。次項において同じ。）が保安主

任者を選任する場合は、製造設備の運転状態を

監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措

置を講ずることができるなど、適切な保安管理

の方法であると経済産業大臣が認める方法によ

らなければならない。

〔新設〕

2 法第三十九条の二十五第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 選任し、又は解任した保安主任者又は保安企画推進員の氏名

二 選任した保安主任者又は保安企画推進員の製造保安責任者免状の種類

三 選任又は解任の年月日

3 前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

(保安検査等の特例)

第四十九条の七の十三 法第三十九条の二十七第

〔新設〕

一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う保安検査は、当該認定に係る特定施設について、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならないい。

2 前項の規定にかかわらず、休止施設にあつては、第三十四条第三項の規定を適用する。

3 認定高度保安実施者が、基準日の前後三月以内に第一項の保安検査を行つた場合にあつては

基準日において当該検査を自ら行つたものとみなす。

4 第一項の保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならない。

5 前項に規定するもののほか、第一項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 認定高度保安実施者が、法第三十九条の十三の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたも

のを用いる場合

二 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合

イ 製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法

ロ 少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法

ハ 保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認めた方法

三 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二

ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、その保安検査の方法を適切に評価する能力を有している
と経済産業大臣が認める者が確認したものを
用いる場合

6

第一項の保安検査を行つた認定高度保安実施者は、同項の検査記録に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 保安検査年月日
 - 二 保安検査に係る責任者の氏名
 - 三 保安検査をした特定施設
 - 四 保安検査を行つた特定施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果
-

(認定の取消し等に伴う保安検査等)

第四十九条の七の十四 認定高度保安実施者又は

特定認定高度保安実施者に係る認定が法第三十
九条の二十第一項の規定による取消しその他の
事由によりその効力を失ったときは、当該認定
高度保安実施者であつた者又は当該特定認定高
度保安実施者であつた者は、当該認定に係る特
定施設について、前条第一項本文の規定にかか
わらず、遅滞なく、都道府県知事が行う保安検
査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関
が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事
に届け出なければならない。この場合において

〔新設〕

都道府県知事が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定高度保安実施者であつた者を認定高度保安実施者とみなして前条第五項第一号の規定を適用し、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、同項第二号及び第三号の規定を適用する。

2|| 前条第五項第二号又は第三号に規定する方法により保安検査を行う特定認定高度保安実施者が、第四十九条の七の十六の規定により令第十条の二ただし書の規定の適用を受けなくなつたとき（前項の規定に該当するときを除く。）は、当該規定の適用を受けなくなつた特定認定高

度保安実施者であつた者は、当該適用に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、前条第五項第二号及び第三号の規定を適用する。

一 前条第五項の告示で定めるところにより、又は同項第一号に規定する方法により、自ら保安検査を行うこと。

二 都道府県知事が行う保安検査を受けること。

三 協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事に届け出ることを。

3 第一項又は前項第二号の規定により都道府県知事が行う保安検査を受けようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第十七の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合し

ていると認めるときは、様式第十八の保安検査証を交付するものとする。

5 前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは、「協会」と読み替えるものとする。

6 第一項又は第二項第三号の規定により協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式第十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を

、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7|| 第三項及び第四項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは、「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

8|| 第一項又は第二項第三号の規定により指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式第二十の指定保安検査機関保安検査

査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9|| 協会及び指定保安検査機関は、第一項又は第二項第三号の規定により保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行った事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

10|| 協会が前項の規定による報告をしようとするときは、様式第二十一の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

11 指定保安検査機関が第九項の規定による報告をしようとするときは、様式第二十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第四十九条の七の十五 法第三十九条の第二十一第二項及び第三項に規定する記録、法第三十九条の二十二第二項に規定する検査記録、法第三十九条の二十三に規定する危害予防規程、法第三十九条の二十四第二項及び法第三十九条の二十五第二項に規定する記録並びに法第三十九条の

〔新設〕

二十七第一項に規定する検査記録は、これらの記録又は規程に記載すべき事項を電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

2|| 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録又は規程が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3|| 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(令第十条の二ただし書の適用)

第四十九条の七の十六 経済産業大臣は、特定認

定高度保安実施者が第四十九条の七の三第三項

又は第四項に規定する基準に適合しなくなつた

と認めるときは、当該特定認定高度保安実施者

について、令第十条の二ただし書の規定を適用

しないこととすることができる。この場合にお

いて、経済産業大臣は、当該特定認定高度保安

実施者に対し、様式第三十四の七の九の通知書

によりその旨を通知するものとする。

第七章の三 指定設備に係る認定等

(帳簿)

〔新設〕

第七章の二 指定設備に係る認定等

(帳簿)

第五十条 法第六十条第一項の規定により、特定製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 高压ガスを容器に充填した場合（ 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装	〔略〕

第五十条 法第六十条第一項の規定により、特定製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 高压ガスを容器に充填した場合（ 特定液化石油ガス又は天然ガスを燃料として使用する	〔略〕

二・三 〔略〕	置用容器（特定液化石油ガスを燃料として使用する車両にあつては、容器）に高压ガスを充填した場合を除く。）
〔略〕	

（調査の要請）

二・三 〔略〕	車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する特定液化石油ガス又は天然ガスを充填するのためのものに限る。）に特定液化石油ガス又は天然ガスを充填した場合を除く。）
〔略〕	

第五十条の二 法第六十条の二の経済産業省令で

定める者は、第一種製造者とする。

2 第一種製造者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

別表第三（第十九条関係）

検 査 項 目	完 成 検 査 の 方 法
1～5 「略」 6 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合	「略」
一～二十九の二	一～二十九の二

〔新設〕

別表第三（第十九条関係）

検 査 項 目	完 成 検 査 の 方 法
1～5 「略」 6 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合	「略」
一～二十九の二	一～二十九の二

「略」	三十 第七条の三 第二項第十二号 の流量が著しく 増加することを 防止するための 措置
「略」	三十 蓄圧器とデイ スペンサーとの間 の配管に設けた圧 縮水素の流量が著 しく増加すること を防止するための 措置の状況を目視 等により検査し、 当該措置の機能を 作動試験又はその 記録により検査す る。
「略」	三十 第七条の三 第二項第十二号 の流量が著しく 増加することを 防止するための 措置
「略」	三十 蓄圧器の出口 に設けた圧縮水素 の流量が著しく増 加することを防止 するための措置の 状況を目視等によ り検査し、当該措 置の機能を作動試 験又はその記録に より検査する。

の確保 遵守の体制 与及び法令 1 本社の関	項目		認定の基準
---	---------------	--	------------------

別表第九（第四十九条の七の三第一項関係）

備考 〔略〕	三十一～六十三 〔略〕 7～9 〔略〕	三十一～六十三 略 〔略〕
-----------	--	--

備考 〔略〕	三十一～六十三 〔略〕 7～9 〔略〕	三十一～六十三 〔略〕 〔略〕
-----------	------------------------------	-----------------------

一 保安に係る基本姿勢	一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。 二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有
--------------------	--

することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

三 保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。

四 監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整

	二 法令遵守の体制
備されていること。	一 本社又は事業所において 保安に関する法令（法、 令及びこの規則をいう。） の遵守のための体制が整備 されており、かつ、適切に 維持されていること。 二 本社又は事業所における 法令違反等に関する報告の 受付等の業務を行う組織が 独立して設置されており かつ、適切に運営されて

一 本社の	2 保安に関するリスク管理の体制	
一 役員（上欄1の項下欄		三 事業所が法令に違反する行為があつたことを知つた場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

第三号の保安管理を担当する役員を含む。）を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

二 保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが

明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。

三 保安管理部門の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備

二 事業所	
経済産業大臣が定める基準	及びこれらの検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

の体制	三 認定高度保安実 施者の行 う完成検 査（以下 この表に おいて「 認定高度
に従つて、保安管理に関する 計画の策定、実施、評価及び その改善等を継続的に行つて いること。	

完成検査 「とい う。」の 体制	イ 認定 高度完 成検査 組織
	一 認定高度完成検査を実施 する組織（以下この表にお いて「完成検査組織」とい う。）が明確に定められ、 かつ、文書化されているこ と。 二 完成検査組織の長は、次 のいずれかに該当する者で

あること。

イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三 完成検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事項等（以下この表において「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 完成検査組織において、

工事計画書等のとおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。

五 完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

業務 成検査 高度完 口認定	
一 完成検査組織が行う業務 範囲及び責任の所在が、明 確に定められ、かつ、文書 化されていること。この場 合、認定高度完成検査の実	六 完成検査組織に所属して いる者（完成検査組織の長 を除く。）の五十パーセン ト以上が製造保安責任者免 状又は必要な非破壊検査技 術に関する資格を有してい ること。

施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。

二 認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第四十九条の七の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確

に定められ、かつ、適切に実施されること。

三 認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

四 認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、

	ハ 認 定 高 度 完 成 検 査 の 検 査 管 理
かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になつてゐること。	一 完成検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、完成検査管理（認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下

この表において同じ。）を
行うことができる体制にな
つていることが、明確に定
められ、かつ、文書化され
ていること。

二 完成検査管理を行う組織
の長（ただし、完成検査組
織の長が兼務することは認
められない。）は、法人の
代表者により任命され、次
のいずれかに該当する者で
あること。

イ 経験十年以上（本社又

は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三 完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。

）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社

又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五 完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。

六 完成検査管理の記録に関

四 認定高 度保安実 施者の行 う保安検 査（以下	
	する規程が定められ、それ により記録が作成され、か つ、保存されていること。 また、保存された記録は、 その後の認定高度完成検査 等において活用できる体制 になつていていること。

この表に おいて「 認定高度 保安検査 」とい う。の 体制	イ 運 転を停 止する ことと なく 保安検 査
	一 運 転を停 止する ことと なく 保安検 査を行 うため に適切 な設備 改善が 行われ ている こと。 二 前 号の設 備改善 に関し、

保安検査 高度保 口認定	査を行 うため の措置
一 認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」とい	三 運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工程ごとの作業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。

組
織

う。）が明確に定められ、
かつ、文書化されているこ
と。

二 保安検査組織の長は、次
のいずれかに該当する者で
あること。

イ 経験十年以上（本社又
は事業所等における、保
安管理、設備管理又は運
転管理を担当する部門の
経験年数を通算する。）
で、かつ、甲種機械責任
者免状又は乙種機械責任

者免状を有している者。

ただし、特定施設の運転
を停止することなく保安
検査を行う場合にあつて
は、甲種機械責任者免状
を有している者に限る。

ロ イに掲げる者と同等以
上の知識及び経験を有し
ていると経済産業大臣が
認める者

三 保安検査組織に所属して
いる者（保安検査組織の長
を除く。）の五十パーセン

ト以上が製造保安責任者免 状又は必要な非破壊検査技 術に関する資格を有してい ること。	ハ 認定 一 保安検査組織が行う業務 範囲及び責任の所在が、明 確に定められ、かつ、文書 化されていること。この場 合、認定高度保安検査の実 施に協力会社を活用する場 合にあつても、検査結果の 評価・判定は当該事業所に

おいて行うものであること。

二 認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第四十九条の七の十三第四項又は第五項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

と。

三 認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

四 認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されているこ

	ニ 認定
と。また、保存された記録 は、その後の認定高度保安 検査等において活用できる 体制になつてしていること。	一 保安検査組織以外の組織 (委員会等を含む。)によ り、保安検査管理(認定高 度保安検査の実施状況の不 備及び検査結果がこの規則 の基準に適合していない場 合の改善勧告をいう。以下 この表において同じ。)を

行うことができる体制にな
つていることが明確に定め
られ、かつ、文書化されて
いること。

二 保安検査管理を行う組織
の長（ただし、保安検査組
織の長が兼務することは認
められない。）は、法人の
代表者により任命され、次
のいずれかに該当する者で
あること。

イ 経験十年以上（本社又
は事業所等における、保

安管理、設備管理又は運
転管理を担当する部門の
経験年数を通算する。）
で、かつ、甲種化学責任
者免状、乙種化学責任者
免状、甲種機械責任者免
状又は乙種機械責任者免
状を有している者。ただ
し、特定施設の運転を停
止することなく保安検査
を行う場合にあつては、
甲種化学責任者免状又は
甲種機械責任者免状を有

している者に限る。

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有している」と経済産業大臣が認める者

三 保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で二人

以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五 保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリス

	ト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。 六 保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になっていること。

3	サイバー	サイバーセキュリティの確
セキユリテ	保に関する計画の策定、実施	
イ(サイバ	評価及びその改善等を継続	
ーセキユリ	的に行っていること。	
ティ基本法		
(平成二十		
六年法律第		
百四号)第		
二条に規定		
するサイバ		
ーセキユリ		
ティをい		
う。以下同		

じ。の確 保	備考 一 上欄2一の項下欄第四号、上欄2三八の項下欄第四号及び上欄2四二の項下欄第四号に掲げる本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定高度保安実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定高度保安実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含める
---	---

1 本社の関	項 目	二 特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定高度保安実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄2四イの項目については適用しないものとする。 二 特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定高度保安実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄2四イの項目については適用しないものとする。	
	認 定 の 基 準		

別表第十（第四十九条の七の三第一項関係）

〔新設〕

与及び法令 遵守の体制 の確保	一 保安に 係る基本 姿勢
	一 法人の代表者によつて、 保安の確保に関する理念、 基本方針等の諸施策が明確 に定められ、かつ、文書化 されていること。また、こ れらの諸施策が各事業所等 の全ての就業者に理解され 、実施され、かつ、維持さ れていること。

二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められかつ、文書化されていること。

三 保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。

四 監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社

	二 法令遵守の体制
にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。	一 本社又は事業所において、保安に関する法令（法令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。 二 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の

2 保安に関 するリスク	
	三 事業所が法令に違反する行為があつたことを知つた場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ文書化されていること。 受付等の業務を行う組織が独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。

管理の体制	一 本社の体制
	一 役員（上欄1一の項下欄第三号の保安管理を担当する役員を含む。）を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。 二 保安管理を担当する組織

が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。

三 保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 本 社 が、一 年 に 一 回 以 上
事 業 所 及 び 検 査 管 理（認 定
高 度 完 成 検 査 及 び 認 定 高 度
保 安 検 査 の 実 施 状 況 の 不 備
及 び こ れ ら の 検 査 結 果 が こ
の 規 則 の 基 準 に 適 合 し て い
な い 場 合 の 改 善 勧 告 を い
う。以 下 こ の 表 に お い て 同
じ。）を 行 う 組 織 に 対 し、
こ の 表 に 定 め る 基 準 に 適 合
し て い る か ど う か に つ い て
監 査 を 実 施 す る こ と が 明 確
に 定 め ら れ、文 書 化 さ れ、

三 認定高 度保安実 施者の行 う完成検	二 事業所 の体制	
	経済産業大臣が定める基準 に従つて、保安管理に関する 計画の策定、実施、評価及び その改善等を継続的に行つて いること。	かつ、適切に実施されてい ること。

組織 成検査 高度完 イ認	体制 う。の 「とい 完成検査 認定高度 おいて「 この表に 査（以下
う。）が明確に定められ、 いて「完成検査組織」とい する組織（以下この表にお 一認定高度完成検査を実施	

かつ、文書化されていること。

二 完成検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有している」と経済産業大臣が認める者

三 完成検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事項等（以下「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有して

いることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 完成検査組織において、工事計画書等のおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。

五 完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工

ロ 認定	
一 完成検査組織が行う業務	事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 六 完成検査組織に所属している者（完成検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。

高度完	成検査	業務	範囲及び責任の所在が、明 確に定められ、かつ、文書 化されていること。この場 合、認定高度完成検査の実 施に協力会社を活用する場 合にあつても、検査結果の 評価・判定は事業所におい て行うものであること。		
二 認定高度完成検査は、各 々の検査箇所に適した経験 等を有する者が、製造施設 に係る完成検査の方法を定 める規程（当該完成検査の					

方法が第四十九条の七の十
第一項の規定に適合するも
のに限る。）に基づき、適
切に実施されることが明確
に定められ、かつ、適切に
実施されること。

三 認定高度完成検査の適切
な実施のために必要とする
適正な精度を有する検査設
備等を保有し、又は調達す
ることが、明確に定められ
、文書化され、かつ、適切
に保有又は調達が行われて

成 検 査 高 度 完 ハ 認 定	
一 完 成 検 査 組 織 以 外 の 組 織 (委員等を含む。) り、完成検査管理(認定高	四 認 定 高 度 完 成 検 査 記 録 に 関する規程が定められ、そ れにより記録が作成され、 かつ、保存されているこ と。また、保存された記録 は、保安検査等において活 用できる体制になつてい ること。

の検査

管理

度完成検査の実施状況の不
備及び検査結果がこの規則
の基準に適合していない場
合の改善勧告をいう。以下
この表において同じ。）を
行うことができる体制にな
っていることが、明確に定
められ、かつ、文書化され
ていること。

二 完成検査管理を行う組織
の長（ただし、完成検査組
織の長が兼務することは認
められない。）は、法人の

代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。

イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有している」と経済産業大臣が認める者

三 完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に

定められ、かつ、文書化されて
いること。

四 一の事業所に対し完成検査
管理を行う組織に、本社
又は他の事業所の適当な数
の職員（本社の職員であつ
て、当該完成検査管理を行
う組織に対し監査を行うも
のを除く。）が所属してい
ること。

五 完成検査管理に関する規
程・基準類（チェックリス
ト等）が明確に定められ、

四 認定高	
	六 完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。 また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制になっていること。

イ 運 転	度保安実 施者の行 う保安検 査（以下 この表に おいて「 認定高度 保安検査 」とい う。）の 体制
一 運 転を停止することなく	

を停止	するこ	となく	保安検	査を行	うため	の措置	
保安検査を行うために適切	な設備改善が行われている	こと。	二 前号の設備改善に関し、	その改善箇所、改善内容、	改善理由等が明確になつて	いること。	三 運転を停止することなく
							保安検査を行う施設の的確
							な管理のための手引書（工
							程ごとの操業条件等）が明
							確に定められ、かつ、整備
							されていること。

ロ 認定	高度保	安検査	組織
一 認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。			二 保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運

転管理を担当する組織の
経験年数を通算する。）
で、かつ、甲種機械責任
者免状又は乙種機械責任
者免状を有している者

ロ イに掲げる者と同等以
上の知識及び経験を有し
ていると経済産業大臣が
認める者

三 保安検査組織に所属して
いる者（保安検査組織の長
を除く。）の五十パーセン
ト以上が製造保安責任者免

	ハ 認定 高度保 安検査 業務
状又は必要な非破壊検査技 術に関する資格を有してい ること。	一 保安検査組織が行う業務 範囲及び責任の所在が、明 確に定められ、かつ、文書 化されていること。この場 合、認定高度保安検査の実 施に協力会社を活用する場 合にあつても、検査結果の 評価・判定は当該事業所に おいて行うものであるこ

と。

二 認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第四十九条の七の十三第四項又は第五項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されることが。

三 認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

四 認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録

	二 認定 高度保 安検査 の検査 管理
は、その後の認定高度保安 検査等において活用できる 体制になつてゐること。	一 保安検査組織以外の組織 （委員会等を含む。）によ り、保安検査管理（認定高 度保安検査の実施状況の不 備及び検査結果がこの規則 の基準に適合していない場 合の改善勧告をいう。以下 この表において同じ。）を 行うことができる体制にな

つていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

二 保安検査管理を行う組織の長（ただし、保安検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。

イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運

転管理を担当する組織の
経験年数を通算する。）
で、かつ、甲種化学責任
者免状、乙種化学責任者
免状、甲種機械責任者免
状又は乙種機械責任者免
状を有している者

ロ イに掲げる者と同等以
上の知識及び経験を有し
ていると経済産業大臣が
認める者

三 保安検査管理を行う組織
に所属する者（保安検査管

理を行う組織の長を除く。

）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつ

て、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五 保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。

六 保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、か

一 上欄2一の項下欄第四号、上欄2三八の備考	3 サイバーセキュリティの確保	
	サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。	つ、保存されていること。 また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。

項下欄第四号及び上欄2四二の項下欄第四号に掲げる本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定高度保安実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定高度保安実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。

二 特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定高度保安実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄2四イの項目については適用しないもの

とする。

備考 表中の「」は注記である。

様式第十七及び様式第十八中「第34条、第35条関係」を「第34条、第35条、第37条、第49条の7の14関係」に、様式第十九及び様式第二十中「第35条関係」を「第35条、第37条、第49条の7の14関係」に、様式第二十一及び様式第二十二中「第36条関係」を「第36条、第37条、第49条の7の14関係」に改め、様式第三十四の七の次に次の八様式を加える。

様式第34の7の2（第49条の7の2関係）

認定高度保安実施者 認定申請書	特定	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
自ら完成検査を行う製造施設			
自ら保安検査を行う特定施設			
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 34 の 7 の 3 （第 49 条の 7 の 3 関係）

認 定 高 度 保 安 実 施 者 認 定 証	
名 称 （ 事 業 所 の 名 称 を 含 む 。 ）	
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地	
事 業 所 所 在 地	
認 定 の 種 類	
自 ら 完 成 検 査 を 行 う 製 造 施 設	
自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設	
運 転 を 停 止 す る こ と な く 自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設 及 び そ の 連 続 運 転 期 間	
認 定 年 月 日 及 び 認 定 番 号	
認 定 の 有 効 期 間	
製 造 施 設 の 検 査 の 方 法 等	
備 考	

経済産業大臣

印

代表者 氏名

殿

様式第 34 の 7 の 4 （第 49 条の 7 の 3 関係）

特 定 認 定 高 度 保 安 実 施 者 認 定 証	
名 称 （ 事 業 所 の 名 称 を 含 む 。 ）	
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地	
事 業 所 所 在 地	
認 定 の 種 類	
自 ら 完 成 検 査 を 行 う 製 造 施 設	
自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設	
運 転 を 停 止 す る こ と な く 自 ら 保 安 検 査 を 行 う 特 定 施 設 及 び そ の 連 続 運 転 期 間	
認 定 年 月 日 及 び 認 定 番 号	
認 定 の 有 効 期 間	
製 造 施 設 の 検 査 の 方 法 等	
備 考	

経済産業大臣

印

代表者 氏名

殿

様式第 34 の 7 の 5 （第 49 条の 7 の 4 関係）

調 査 通 知 書				特定
名称（事業所の名称を含む。）				
調 査 時 期				
調 査 場 所				
調 査 担 当 職 員				
事 業 所 所 在 地				

高圧ガス保安法第三十九条の十六第一項に基づき高圧ガス保安協会又は経済産業大臣の指定する者による調査を行いますので、同条第二項の規定に基づき通知します。

経済産業大臣
印

代表者 氏名
殿

様式第 34 の 7 の 6 （第 49 条の 7 の 6 関係）

認定高度保安実施者変更届書	特定	×整 理 番 号	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 （事業所の名称を含む。）			
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
変 更 の 内 容			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 34 の 7 の 7（第 49 条の 7 の 8 関係）

認定高度保安実施者承継届書	特定	×整 理 番 号	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
承継された認定高度保安実施者の名称（事業所の名称を含む。）			
承継された事業所所在地			
承 継 後 の 名 称 （事業所の名称を含む。）			
事業所（本社）所在地			
承 継 さ れ た 自ら完成検査を行う製造施設			
承 継 さ れ た 自ら保安検査を行う特定施設			
承継された運転を停止することなく 自ら保安検査を行う特定施設 及びその連続運転期間			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 34 の 7 の 8（第 49 条の 7 の 9 関係）

認定高度保安実施者 高圧ガス製造施設等 変更届書	特定	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。

通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣

コンビナート等保安規則第四十九条の七の十六に基づき高圧ガス保安法施行令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととしますので、同条後段の規定に基づき通知します。

（理由）

(高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正)

第八条 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(検査組織等調査機関に係る指定の区分) 第六十六条の二 法第五十八条の三十四の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。	(検査組織等調査機関に係る指定の区分) 第六十六条の二 法第五十八条の三十四の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。

一〇四 「略」

四の二 法第三十九条の十三の認定の申請に係る法第五条第一項第一号の事業所における保安の確保のための組織及び保安の確保の方法について調査を行う者としての指定（第四号の四に掲げる指定の区分を除く。）

四の三 法第三十九条の十三の認定の申請に係る法第五条第一項第二号の事業所における保安の確保のための組織及び保安の確保の方法について調査を行う者としての指定（次号に掲げる指定の区分を除く。）

四の四 法第三十九条の十三の認定の申請に係る法第五条第一項各号の事業所における保安

一〇四 「略」

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

の確保のための組織について調査（冷凍保安規則別表第五の３の項下欄、液化石油ガス保安規則別表第六の３の項下欄、一般高圧ガス保安規則別表第六の３の項下欄並びにコンビナート等保安規則別表第九の３の項下欄及び別表第十の３の項下欄に掲げる認定の基準に係る調査に限る。）を行う者としての指定

五・六 「略」

2 「略」

（検査組織等調査を実施する者に係る要件）

第六十六条の四 法第五十八条の三十五第一号の経済産業省令で定める条件のうち、統括検査組

五・六 「略」

2 「略」

（検査組織等調査を実施する者に係る要件）

第六十六条の四 法第五十八条の三十五第一号の経済産業省令で定める条件のうち、統括検査組

組織等調査員（自ら検査組織等調査を行う者（以下「検査組織等調査員」という。）その他作業者の指揮、監督、調査工程の管理及び調査結果全般の判定を行う者をいう。以下同じ。）に係るものは、当該検査組織等調査機関の運営に關し十分意見を反映しうる役職にあり、かつ、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第六十六条の二第一項第一号及び第四号の二に規定する区分に係る統括検査組織等調査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イハ 「略」

二 第六十六条の二第一項第二号及び第四号の

組織等調査員（自ら検査組織等調査を行う者（以下「検査組織等調査員」という。）その他作業者の指揮、監督、調査工程の管理及び調査結果全般の判定を行う者をいう。以下同じ。）に係るものは、当該検査組織等調査機関の運営に關し十分意見を反映しうる役職にあり、かつ、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第六十六条の二第一項第一号に規定する区分に係る統括検査組織等調査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イハ 「略」

二 第六十六条の二第一項第二号に規定する区

三に規定する区分に係る統括検査組織等調査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ　ハ　「略」

三・四　「略」

四の二　第六十六条の二第一項第四号の四に規定する区分に係る統括検査組織等調査員に関する条件は、サイバーセキュリティの確保のための組織の業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みに係る調査の実務に関する四年以上の経験を有し、かつ、保安に係るサイバーセキュリティの確保について知見を有する者であること。

分に係る統括検査組織等調査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ　ハ　「略」

三・四　「略」

「新設」

五・六 「略」

2 法第五十八条の三十五第一号の経済産業大臣が定める条件のうち検査組織等調査員に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第六十六条の二第一項第一号及び第四号の二に規定する区分に係る検査組織等調査員に関する条件は、高压ガス（冷凍のための高压ガスを除く。以下この号及び第三号において同じ。）の製造の作業又は高压ガスの製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定める研修を修了した者であること。

二 第六十六条の二第一項第二号及び第四号の

五・六 「略」

2 法第五十八条の三十五第一号の経済産業大臣が定める条件のうち検査組織等調査員に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第六十六条の二第一項第一号に規定する区分に係る検査組織等調査員に関する条件は、高压ガス（冷凍のための高压ガスを除く。以下この号及び第三号において同じ。）の製造の作業又は高压ガスの製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定める研修を修了した者であること。

二 第六十六条の二第一項第二号に規定する区

三に規定する区分に係る検査組織等調査員に関する条件は、冷凍のための高圧ガスの製造の作業又は冷凍のための製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定める研修を修了した者であること。

三・四 「略」

四の二 第六十六条の二第一項第四号の四に規定する区分に係る検査組織等調査員に関する条件は、サイバーセキュリティの確保のための組織の業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みに係る調査の実務に関する四年以上の経験を有し、かつ、保安に係るサイバーセキュリティ

分に係る検査組織等調査員に関する条件は、冷凍のための高圧ガスの製造の作業又は冷凍のための製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定める研修を修了した者であること。

三・四 「略」

「新設」

ユリテイの確保について知見を有する者であること。

五・六 「略」

（統括検査組織等調査員の数等）

第六十六条の五 法第五十八条の三十五第一号の経済産業省令で定める数は、統括検査組織等調査員にあつては次の各号に掲げる指定の区分に応じ、当該各号に定める数とする。この場合において、統括検査組織等調査員一名で一年間に検査組織等調査を実施することができる事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場の数は、五十を超えてはならない。

五・六 「略」

（検査組織等調査員の数等）

第六十六条の五 法第五十八条の三十五第一号の経済産業省令で定める数は、統括検査組織等調査員にあつては検査組織等調査機関の指定の区分ごとにその職員二名とする。この場合において、統括検査組織等調査員一名で一年間に検査組織等調査を実施することができる事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場の数は、五十を超えてはならない。

一 第六十六条の二第一項各号（第四号の四を

除く。）に掲げる区分 当該指定の区分ごと

に、検査組織等調査機関の職員二名

二 第六十六条の二第一項第四号の四に掲げる

区分 検査組織等調査機関の職員一名

2 前項に規定するほか、検査組織等調査機関（

検査組織等調査機関としての指定を受けようと
する者を含む。以下この項及び次項において同

じ。）は、一の統括検査組織等調査員に二以上

の第六十六条の二第一項各号に掲げる区分に係

る統括検査組織等調査員を兼務させることができ

る。この場合において、当該検査組織等調査

機関の統括検査組織等調査員の数は、兼務させ

〔新設〕

〔新設〕

2 前項に規定するほか、検査組織等調査機関（

検査組織等調査機関としての指定を受けようと
する者を含む。以下この項において同じ。）は

、一の統括検査組織等調査員に二以上の第六十

六条の二第一項各号に掲げる区分に係る統括検

査組織等調査員を兼務させることができる。こ

の場合において、当該検査組織等調査機関の統

括検査組織等調査員の数は、兼務させないとき

ないときの統括検査組織等調査員の数を下回ってはならない。

3|| 検査組織等調査機関（第六十六条の二第一項

第四号の四に掲げる指定の区分に係るものに限る。）は、一の統括検査組織等調査員に当該区分に係る検査組織等調査員を兼務させることができる。

（検査組織等調査機関の業務規程の記載事項）
第六十六条の十一 法第五十九条において準用する法第五十八条の二十三第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第六十六条の二第一項第四号の二

の統括検査組織等調査員の数を下回ってはならない。

〔新設〕

（検査組織等調査機関の業務規程の記載事項）
第六十六条の十一 法第五十九条において準用する法第五十八条の二十三第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。|

から第四号の四までに掲げる区分に係る検査組織等調査機関にあつては、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。 一〇十二 「略」	一〇十二 「略」
備考 表中の「」は注記である。	

様式第三十五の二中「第3項」を「第3項、第39条の14第2項ただし書」に改める。

（国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正）

第九条 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するもの

を掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(容器再検査の期間) 第十五条 「略」 2 「略」 3 第一項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に装置された状態で圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを充填する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装	(容器再検査の期間) 第十五条 「略」 2 「略」 「新設」

置用容器が最初に受ける容器再検査については

自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七

号）第六条の十六第二号の規定により交付を受

けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法

第六十九条第四項の規定により交付を受けた自

動車検査証返納証明書に記載された有効期間の

満了する日までの間をもつて法第四十八条第一

項第五号の期間とすることができる。

4 | 前三項の規定にかかわらず、経済産業大臣の

認可を受けた場合又は災害その他やむを得ない

事由によりこれらの項の期間内に容器再検査を

受けることが困難である場合は、それぞれ当該

認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を

3 | 前二項の規定にかかわらず、経済産業大臣の

認可を受けた場合又は災害その他やむを得ない

事由によりこれらの項の期間内に容器再検査を

受けることが困難である場合は、それぞれ当該

認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を

勘案して定める期間をもつて法第四十八条第一
項第五号の経済産業省令で定める期間とするこ
とができる。

（附属品再検査の期間）

第十八条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、法第三条第一項第

五号に規定する自動車に装置された状態で圧縮
水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを充填す
る国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器
、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器
又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置
用容器に装置されている附属品が最初に受ける

勘案して定める期間をもつて法第四十八条第一
項第五号の経済産業省令で定める期間とするこ
とができる。

（附属品再検査の期間）

第十八条 「略」

〔新設〕

附属品再検査については、自動車登録規則第六
条の十六第二号の規定により交付を受けた登録
識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九
条第四項の規定により交付を受けた自動車検査
証返納証明書に記載された有効期間の満了する
日までの間をもつて法第四十八条第一項第三号
の期間とすることができる。

3 | 前二項の規定にかかわらず、経済産業大臣の
認可を受けた場合又は災害その他やむを得ない
事由により同項の期間内に附属品再検査を受け
ることが困難である場合は、それぞれ当該認可
に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案
して定める期間をもつて法第四十八条第一項第

2 | 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認
可を受けた場合又は災害その他やむを得ない事
由により同項の期間内に附属品再検査を受ける
ことが困難である場合は、それぞれ当該認可に
係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案し
て定める期間をもつて法第四十八条第一項第三

三号の経済産業省令で定める期間とすることができる。	号の経済産業省令で定める期間とすることができる。
備考 表中の「」は注記である。	

附 則

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。